高知県医師養成奨学賞付金制度のしおり



この制度は、将来医師として、医師の確保が必要な高知県内の地域で勤務しようとする医学生の方に対し、「医師養成奨学貸付金」を貸与して、その方の修学を支援することを目的としています。

貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間を、高知県内の指定 医療機関で勤務していただくなどの一定の条件を満たせば、貸付金 の償還が免除されます。

ぜひ、高知県で医師としての第一歩を始めてみませんか。





目 次

1	制度の目的・・・・・・・・・・・・・・2
2	制度の概要・・・・・・・・・・・・・・2
3	貸与の対象者・・・・・・・・・・・・2
4	貸付金の種類と内容・・・・・・・・・・2
5	貸与の一時停止・取消し・・・・・・・・・3
6	貸付金の償還の猶予・・・・・・・・・・・4
7	貸付金の償還の免除・・・・・・・・・・・・4
8	キャリア形成プログラム・・・・・・・・9
9	貸付金の償還・・・・・・・・・・・ 10
10	貸与の申請と決定 ・・・・・・・・・ 10
11	異動と届出・・・・・・・・・・・・11
12	Q&A • • • • • • • • • • • • • • • • • • 12
13	高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例・・・・・16
14	高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則 • • 33
15	その他の様式・・・・・・・・・・・・69
16	申請書類記入例 ・・・・・・・・・・78

1 制度の目的

高知県内の人口10万人あたりの医師数は全国でも上位となっていますが、高知市を中心とする中央圏域への集中が著しく、その他の地域の医師数は全国平均並み又は 平均以下となっています。

また、産婦人科や外科などの特定の診療科目についても医師不足が深刻な状況となっております。

そこで、将来、県内指定医療機関等で医師として勤務する意思のある医学生に対して 貸付金を貸与し、本県に必要な医師を確保するとともに、医学生の修学を支援すること を目的としています。

2 制度の概要

高知県内の指定医療機関等において医師として勤務することを要件として、奨学貸付金を貸与する制度です。

医学部在学中に貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間(6年貸与であれば9年間)を、高知県内の指定医療機関で医師の業務に従事していただくなどの一定の条件を満たせば、貸付金の償還が免除されます。

大学卒業後の臨床研修は、県内の基幹型臨床研修病院で受ける必要があります。(病院の指定はありません)。

3 貸与の対象者

大学において医学を履修する課程に在学する学生を対象としています。

- ① 地域枠学生(高知大学医学部入学者選抜の地域枠で入学した学生)
- ② その他の学生

*他県大学の学生も応募できます。

4 貸付金の種類と内容

修 学 貸 付 金 : 将来、県内指定医療機関等で医師として勤務する意思のあ

る医学生が要する授業料等の修学及び生活上の経費とし

て貸与する。

特定科目加算貸付金 : 将来、指定特定診療科目の医師として勤務する意思のある

医学生に修学貸付金に加えて貸与する。

貸付金の額 修 学 貸 付 金: 月額 150,000円

特定科目加算貸付金 : 月額 80,000円

*指定特定診療科目

産婦人科、小児科、外科、麻酔科、脳神経外科

貸与の期間 大学の修学期間

ただし、6年(知事が特に認めたときは7年)を限度とする。

貸与の要件

- 大学を卒業後、県内指定医療機関等で医師として勤務 する意思を有していること。
- ・特定科目加算貸付金を希望する場合は、指定特定診療 科目の医師として勤務する意思を有していること。
- 勉学の意欲がおう盛で心身ともに健全であること。
- ・年1回は地域医療実習等に参加すること。
- *その他、定期的な面談や知事との意見交換会等に参加していただきます。

|5 貸与の一時停止・取消し

(1)貸与の一時停止

貸付金の貸与を受けている医学生が休学又は長期にわたって欠席しようとすると きは、貸付金の貸与を一時停止します。

なお、医学生が復学又は長期にわたる欠席をやめたときは、貸付金の貸与を再開することができます。

(2)貸与の取消し

貸付金の貸与を受けている医学生が次のいずれかに該当するときは、貸付金の貸与を取り消すことになります。

- (1)貸付金の貸与の要件を欠いたとき。
- (2) 貸付金の貸与を受けることを辞退したとき。 ※高知大学医学部地域枠入学者は、途中で辞退することはできません。
- (3) 学業の成績又は性行が不良であると認めたとき。
- (4)病気又は負傷のため大学の卒業の見込みがないとき。

- (5) 一時停止した貸付金の貸与の再開が認められないとき。
- (6) 上記の場合のほか、貸付金を貸与することが不適当であると認めたとき。

6 貸付金の償還の猶予

貸付金の貸与を受けた者が、償還の免除となる条件を満たそうとしている期間中は償還が猶予されます。猶予できる期間は臨床研修を修了した後 15 年間が限度となります。ただし、育児や介護による休業期間及び災害、病気等でやむを得ないと知事が認めた期間は、15年間に含みません。

*償還猶予の対象となる期間

- 貸与期間満了後また貸与取り消し後、引き続き在学しているとき
- ・卒業後、医師の免許を取得しようとしているとき(1年以内)
- ・ 県内での臨床研修期間
- ・県内指定医療機関、特定科目県内医療機関又は特別指定県内医療機関での勤務 期間
- ・その他、育児、介護、災害、本人の病気、県外施設での専門研修(必須の場合)、国内外への留学や大学院(一般選抜)進学、サブスペ領域での研修(地域医療支援センター運営委員会での承認を得た場合)等

7 貸付金の償還の免除

下記①②の期間の通算が貸付金の貸与期間の 1.5 倍(6年貸与であれば9年間)に達した場合、貸付金の償還が免除されます。

- ① 医師免許を取得した後、県内の基幹型臨床研修病院において臨床研修を受けた 期間。
 - ただし、貸与を受けた期間に応じて、算入される期間が異なります。(表1)
- ② 臨床研修を修了した後、県内指定医療機関、特定科目県内医療機関及び特別指定県内医療機関で医師の業務(特定科目加算貸付金の貸与者は指定特定診療科目の医師の業務)に継続して従事した期間。

*償還の裁量免除

貸付金の貸与を受けた者が死亡、精神や身体の機能に著しい障害を生じ労働能力を喪失する等やむを得ない事由により貸付金の償還を免除することが適当と認めたときは、償還の全部又は一部を免除する場合があります。

*償還の免除期間に算入する勤務

① 臨床研修

大学卒業後、県内の基幹型臨床研修病院で勤務していただきます。

- ※貸与を受けた期間に応じて、算入される期間が異なります。(表1)
- ※旧条例を適用されている場合は、償還の免除期間に算入されません。

表1

貸与を受けた期間	3年未満	3 年	4年	5年	6(7)年
償還の免除期間に算入	7 3 1	0.5年	1年	1.5年	2 年
する臨床研修期間	なし				2 +-

②-1 県内指定医療機関

高知市、南国市**以外の区域にある**病院及び診療所のうち、次に該当する医療機関

- (1)公立(公立に準ずると認められる場合を含む)の医療機関
- (2)許可病床数が 100 床以上あり、そのうち一般病床が 60%以上である医療機関
- (3)分娩を取り扱う医療機関(産婦人科の医師として勤務する場合)
- (4)一般社団法人日本専門医機構が認定した専門医養成プログラムに参加する医療機関
- (5)日本医師会の日本医学会分科会登録学会が研修施設として認定した 医療機関
- (6)上記(1)から(5)に準ずる医療機関として、知事が認めた医療機関
 - ※ 県内指定医療機関で勤務した期間は、全て免除期間に算入されます。

②-2 特定科目県内医療機関

- 高知市、南国市にある病院及び診療所のうち、次に該当する医療機関
 - (1)分娩を取り扱う医療機関(産婦人科の医師として勤務する場合)
 - (2)血液内科の診療を行う医療機関(血液内科の医師として勤務する場合に限る。)
 - (3)心臓血管外科の診療を行う医療機関(心臓血管外科の医師として勤務する場合に限る。)
 - (4)放射線治療を行う医療機関(放射線科の医師として放射線治療に係る診療を行うために勤務する場合に限る。)
 - ※ 特定科目県内医療機関で勤務した期間は、全て免除期間に算入されます。

②-3 特別指定県内医療機関

高知市、南国市にある病院及び診療所のうち、次に該当する医療機関

(1)一般社団法人日本専門医機構が認定した専門医養成プログラムに

参加する医療機関

- (2)日本医師会の日本医学会分科会登録学会が研修施設として認定した 医療機関
 - ※ 特別指定県内医療機関で勤務した期間は、貸与を受けた期間に 応じて、算入される期間が異なります。(表2)

表2

貸与を受けた期間	2 年未満	2年	3 年	4年	5 年	6(7)年
償還の免除期間に	J. 1	1.5	2年	2.5	3 年	3. 5
算入する勤務期間	なし	年		年		年

特定科目県内医療機関以外の医師として勤務する場合

初期臨床研修、高知市・南国市の医療機関での勤務については、貸与を受けた期間に応じて、 免除期間に算入できる期間が異なります。

【高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例(抜粋)】

当該期間は、医師養成奨学貸付金を貸与した期間が2年以上3年未満の借受者にあっては1年6箇月、3年以上4年未満の借受者にあっては2年、4年以上5年未満の借受者にあっては2年6箇月、5年以上6年未満の借受者にあっては3年、6年以上の借受者にあっては3年6箇月を限度とする。

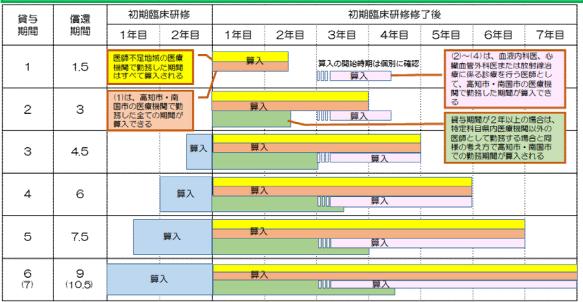


特定科目県内医療機関の医師として勤務する場合

次の期間は、高知市・南国市の医療機関で勤務した期間がすべて免除期間に算入されます。

- (1)分娩を取り扱う医療機関で産婦人科の医師として勤務した期間
- 、(2)血液内科の診療を行う医療機関で血液内科医として勤務した期間
- (3)心臓血管外科の診療を行う医療機関で心臓血管外科医として勤務した期間
- (4)放射線科の医師として放射線治療に係る診療を行うために勤務した期間

なお、償還期間全体の中で医師不足地域での勤務が一定なされることが望まれます。



*(2)~(4)の血液内科、心臓血管外科または放射線治療に係る診療を行う医師とは、それぞれの専門医を目指してサブスペシャルティ研修中の医師、またはそのサブスペシャルティ専門医のことです。(算入の開始時期は人によって異なりますので、個別に確認します。)

*償還免除の対象となる医療機関(下記のほか、公立診療所が対象となります)

8 キャリア形成プログラム

大学医学部卒業から償還免除までの期間、医師としてのキャリアアップを図りながら奨学貸付金の義務を果たしていただけるよう、キャリア形成プログラムを策定して支援しています。

なお、総合診療から救急科へなど途中で診療科(個別のプログラム)を変更すること も可能です。

高知県キャリア形成プログラム

【対象者】

- ① 高知県医師養成奨学貸付金を貸与した医師
- ② 自治医科大学卒業医師(H30年度入学者までは任意適用)
- ③ その他プログラムの適用を希望する医師

【キャリア形成プログラムの概要】

- ① 地域枠等奨学金貸与者を対象とするプログラムは、奨学金制度に基づく「基本となるプログラム」と専門研修プログラムを基盤に基幹施設が作成する「診療科ごとのキャリア形成プログラム(個別プログラム)」で構成し、奨学金受給期間の1.5倍の期間を適用期間とする。
- ② 自治医科大学卒業医師を対象とするプログラムは、自治医科大学修学資金及び卒業生関連規程に基づくプログラムとし、自治医科大学在学期間の1.5倍の期間を適用期間とする。
- ② その他ブログラムの適用を希望する医師については、原則、①及び②から本人が選択する。

【基本となるブログラム(奨学金受給医師)】 各診療科のキャリア形成プログラムはYMDP<Young Medical Doctors Platform>のホームページに掲載しています。 卒業 1 2 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 年 大学医学部 臨床研修 専門研修等(原則7年間) X1 基本ローテーション (6年間) (2年間) (診療科ごとのキャリア形成プログラムに沿って勤務) 県内の指定医療機関等 県内の 義務要件 うち医師不足地域で最低3.5年勤務 ※2 臨床研修病院 一時中断等を含めた猶予期間(臨床研修修了後15年以内) ※3 産前・産後休暇の期間及び社会医学系(公衆衛生、法医学)の医師としての勤務は、 プログラムに従事した期間に含める ※2 産婦人科を除く ※3 一時中断を認める事由: ①育児 ②介護 ③本人の病気 ④県外施設での専門研修(必須の場合) ⑤国内外への留学やサブスペ領域での研修 ⑥その他やむを得ない事情 *⑤については、地域医療支援センター運営委員会での承認を得た場合に限る。 地域医療実習(大学、高知地域医療 ・面談(高知地域医療支援センター、県、大学) 支援センター、県) ・キャリア形成の相談(高知地域医療支援センター) キャリア形成支援 アドバイザー教員による面談(大学) I・研修プログラムの充実(臨床研修連絡協議会、専門研修連絡協議会) 学生と医学部長との懇談会(大学) ・留学、専門医資格取得、専攻医の自主的な研究・研修等への助成(高知医療再生機構) 学生と知事との意見交換会(県) ·若手医師が企画する研修、イベント等への助成(高知医療再生機構) 医師不足地域 償還免除の対象となる医療機関 高知市·南国市 (高知市・南国市を除く地域) ①公立の医療機関 0 ②許可病床が100床以上、うち一般病床が60%以上の病院 0 指定医療機関等 ③分娩を取り扱う医療機関 0 0 ④日本専門医機構認定プログラムに参加する医療機関 0 0 ⑤日本医師会の日本医学会分科会登録学会が研修施設として認定した医療機関 0 0

9 貸付金の償還

貸付金を償還する場合には、<u>貸与を受けた日の翌日から年10%の利息</u>を付けて 償還しなければなりません。(旧条例を適用されている方については、償還決定日の 翌日から、償還が完了した日まで年1、3%の利息となります。)

ただし、特に必要があると認めたときは、貸付金を貸与した期間の2倍に相当する 期間に限り、分割して償還することができます。

なお、正当な理由がなく償還すべき日までに貸付金の償還をしなかったときは延 滞金を支払わなければなりません。

10 貸与の申請と決定

(1)貸与の申請

*募集人員及び募集期間、その他詳細については、年度により異なりますので、募集要項を確認してください。

募集期間中に、貸付金貸与申請書に必要な書類を添えて、高知県健康政策部医療政策課に提出してください。

医師養成奨学貸付金貸与申請書(第1号様式)

- ① 身上調書(第4号様式)
- ② 戸籍抄本
- ③ 誓約書(第5号様式)
- ④ 大学の在学証明書
- ⑤ 大学又は学部の長の推薦書
- ⑥ 申請者の属する世帯の収入を証明する所得証明書及び連帯保証人の収入を証明する所得証明書
- ⑦個人情報に関する同意書
- ⑧ その他、知事が必要と認める書類
 - * 申請書には2人の連帯保証人を定めて署名をする必要があります。
 - * 連帯保証人は独立の生計を営む成年者でなければなりません。

(2) 貸与の決定と貸付金貸与までの流れ



口座情報の登録



貸付金の貸与

原則、5月(新規貸与者は6月),10月の年2回

11 異動と届出

(1) 異動の届出

次のいずれかに該当したときは、直ちにその旨を届け出てください。

【在学中】

- 貸付金の貸与を受けている者が氏名又は住所を変更したとき。
- 連帯保証人が氏名又は住所を変更したとき。
- 在学する大学の専攻課程を他に転じたとき。
- 大学を休学、又は長期にわたって欠席しようとするとき。
- 連帯保証人が死亡したとき、又は連帯保証人を変更したとき。
- その他、貸付金の貸与を受けている者の身上に異動を生じたとき。

【卒業後】

- 貸付金の貸与を受けた者が氏名又は住所を変更したとき。
- 連帯保証人が氏名又は住所を変更したとき。
- 連帯保証人が死亡したとき、又は連帯保証人を変更したとき。
- その他、貸付金の貸与を受けた者の身上に異動を生じたとき。

(2)提出が義務付けられる書類

【在学中】

貸付金の貸与を受けている期間中は、次に掲げる書類を毎年4月30日までに提出しなければなりません。

- 大学の前学年度の学業成績を証明する書類
- •誓約書(第5号様式)
- ・大学の在学証明書
- 大学又は学部の長の推薦書
- ・その他、知事が必要と認める書類

【卒業後】

卒業後から貸付金償還期間の満了までの間、次に掲げる書類を提出しなければなりません。

- 貸付金償還猶予承認申請書(卒業後)
- ・臨床研修受講届(臨床研修を受講するとき)
- 医師業務従事届(指定医療機関等で従事するとき)※
- 医師業務退職等届(指定医療機関等で従事しなくなったとき)※
- 育児・介護休業取得届(育児休業、介護休業を取得しようとするとき)
- その他、知事が必要と認める書類

※就業先が変わるごとに提出が必要です。

12 Q&A

- Q1 高知県外の大学に進学予定ですが、奨学貸付金を受けられますか。
- A1 受けられます。ただし、新規募集定員の範囲で貸与が決定されることになります。
- Q2 高知大学医学部の地域枠入学者ですが、必ず奨学貸付金の貸与を受けることに なりますか。
- A2 受けていただきます。
- Q3 特定科目加算を受けたいのですが、将来、特定診療科目の医師にならなかった場合はどうなりますか。(RO2.O4 改定)
- A3 5つの特定診療科目の中であれば、診療科目の変更は可能です。

ただし、5つの特定診療科目以外に進んだ場合は、加算貸付金のみ、利息をつけて で償還していただくことになります。

- Q3の2 将来、児童精神科領域の医師になりたいのですが、小児科の特定科目加算を 受けることはできますか。(RO2.O4 追加)
- A3の2 受けられます。なお、卒業後は、児童精神科領域のキャリア形成プログラム に基づいて勤務していただきます。キャリア形成プログラムは高知地域医療支援センターのホームページに掲載されていますのでご確認ください。
- Q4 貸与申請の連帯保証人は、親族でもかまいませんか。
- A4 連帯保証人2人のうちの1人は親族の方でかまいませんが、1人は生計を別にする成年者としてください。
- Q5 連帯保証人に所得要件はありますか。
- A5 ありません。本県の地域医療に貢献いただくため県内での勤務が必要な制度であることにご理解があり、利息を含めた奨学貸付金の返還の責任を負うことができる成年者の方に保証人になっていただいてください。
- Q6 地域医療実習はどのような実習ですか。(RO6.04 改定)
- A6 夏期休暇中の「高知県地域医療夏期実習」(高知県へき地医療協議会主催)、「家庭医道場」(家庭医療学講座主催)、「診療体験実習」(高知大学 1~3 年生: 幡多けんみん病院、あき総合病院でおこなった場合に限る)があります。他にも該当する実習等が開催される場合は対象者にお知らせいたします。

Q7 留年したらどうなりますか。

A7 原則、奨学貸付金は一時停止となりますが、ご事情やご意向を確認したうえで、 留年中も継続して奨学貸付金を受給することは可能です。 なお、貸与期間は原則6年までとなっていますが、ご希望があれば7年まで貸与 することが可能です。

Q8 卒業後に勤務する医療機関は、県が決めるのですか。(RO2.04 改定)

A8 勤務する医療機関を一方的に県が指示するわけではありません。臨床研修修了後は、希望する診療科のキャリア形成プログラムに基づいて勤務することになります。各診療科のキャリア形成プログラムは高知地域医療支援センターのホームページに掲載されていますのでご確認ください。

- Q8 の2 社会医学系(公衆衛生、法医学)の医師として勤務した期間の扱いはどうなりますか。(RO2.O4 追加)
- A8 の2 社会医学系の医師として勤務した期間も償還免除の対象となります。
- Q9 償還期間中は高知県を離れることができないのですか。
- A9 私的な事情で離れることは原則できません。ただし、キャリア形成プログラムに 基づいて国内外で勤務することも可能です。 なお、その期間は償還の免除期間に算入されません。
- Q10 産休・育休・介護休期間の扱いはどうなりますか。(R05.04 改定)
- A10 産前産後休暇の期間中は、勤務しているのと同じ扱いになり、償還の免除期間 に算入されます。

また、育児休業や介護休業の期間中は、償還の免除期間に算入されませんが、償還が猶予され、かつ当該猶予された期間には、利息がかからないようになっています。

なお、育児休業や介護休業を取得する場合は、「育児・介護休業取得届」に事業 主による証明書を添えて、事前に提出して下さい。

- Q11 病休の扱いはどうなりますか。(R05.04 改定)
- Q11 病気休業の期間中は、償還の免除期間に算入されませんが、償還が猶予されます。この場合、知事がやむを得ないと認めた場合は、当該猶予された期間には、 利息がかからない取扱いとなります。

なお、病気休業を取得する場合は、「貸付金償還猶予承認申請書」に状況を証する書類を添えて、提出してください。

- Q12 短時間勤務をする場合の扱いはどうなりますか。(RO2.04 改定)
- A12 下記の場合は、正規の常勤医師と同様の勤務をしたものとみなして、償還免除の対象となります。
 - ・3歳に達するまでの子を養育するため、育児・介護休業法により短時間勤務(1日原則6時間)の措置を受けている期間
 - ・ 勤務時間が週 32 時間以上となる期間

なお、勤務時間が週32時間未満の場合でも、本人の傷病による療養、育児 (上記の償還免除の対象となる期間を除く)、近親者の介護など特別の事情がある場合は、実際の勤務時間数に応じて償還免除の対象となることがありますの で、下記の相談窓口にご相談ください。

- Q13 奨学貸付金が償還免除となったとき、所得税が課税されるのですか。
- A13 課税されません。地方公共団体が医学生等に貸与した修学資金に係る債務免除益については非課税とされています。
- Q14 奨学貸付金に関する相談窓口はどちらですか。(RO2.04 改定)
- A14 下記となっています。

また、卒業後は年に1度面談を実施して、償還免除やキャリア形成に関する フォローアップを行っています。

【貸付金の制度に関すること】

高知県健康政策部医療政策課

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

電話:088-823-9660 FAX:088-823-9137

E-Mail: i9660@ken.pref.kochi.lg.jp

*業務の一部を一般社団法人高知医療再生機構に委託しています。

【キャリア形成に関すること】

高知地域医療支援センター

〒783-8505 高知県南国市岡豊町小蓮(高知大学医学部内)

電話:088-880-2191 FAX:088-880-2192

E-Mail: is27@kochi-u.ac.jp

13 高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例

(平成 19 年 3 月 23 日条例第 7 号)

改正 平成 19 年 10 月 16 日条例第 78 号 平成 20 年 3 月 25 日条例第 14 号

平成 22 年 3 月 26 日条例第 10 号 平成 22 年 10 月 22 日条例第 38 号

平成 25 年 12 月 27 日条例第 74 号 平成 25 年 12 月 27 日条例第 75 号

平成 27 年 12 月 28 日条例第 75 号 平成 29 年 3 月 24 日条例第 10 号

令和5年3月28日条例第8号

高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例

(目的)

第1条 この条例は、医師を確保しようとする県内の地域において将来医師の業務に 従事しようとする者に対し、医師養成奨学貸付金、初期臨床研修特別貸付金又は特 定科目後期臨床研修奨励貸付金を貸与することにより、これらの者の修学を容易に するとともに、医師として初期臨床研修(医師法(昭和23年法律第201号)第16条 の2第1項の規定による臨床研修をいう。以下同じ。)を受け、又は初期臨床研修 を修了した医師が専門医教育としての研修を受けることを支援し、もって県として 必要な医師の確保を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定 めるところによる。
 - (1) 医師養成奨学貸付金 次に掲げるものをいう。
 - ア 修学貸付金 医学生(大学(学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第1 項の大学をいう。以下同じ。)において医学を履修する課程に在学する学生をい う。以下同じ。)が要する授業料等の修学及び生活上の経費として貸与するもの
 - イ 特定科目加算貸付金 修学貸付金の貸与を受ける医学生のうち、産婦人科そ の他知事が指定する特定診療科目(以下「指定特定診療科目」という。)の医師 の業務に従事しようとする者について、修学貸付金に加えて貸与するもの
 - (2) 初期臨床研修特別貸付金 県内の基幹型臨床研修病院において初期臨床研修 を受ける医師で、初期臨床研修の修了後指定特定診療科目の医師の業務に従事し ようとするものが初期臨床研修を受ける場合に要する生活上の経費として貸与す るものをいう。
 - (3) 特定科目後期臨床研修奨励貸付金 初期臨床研修を修了した医師が知事が認 める専門の研修課程を有する県内指定支援医療機関において産婦人科その他知事 が指定する特定診療科目について当該専門医としての高度な知識技能を修得する ことを目的とする臨床研修(当該臨床研修の課程として県内指定支援医療機関以 外の医療機関(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院 及び同条第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。)において行われる臨床研

修を含む。以下「特定科目後期臨床研修」という。)を受ける場合に要する生活 上の経費として貸与するものをいう。

- (4) 県内指定医療機関 医師を確保しようとする県内の地域において、医師不足の解消のため医師を充足する必要があると認められる医療機関であって知事が別に定めるもの及び医師不足の解消のため医師を充足する必要があると認められる特定診療科目であって知事が別に定めるものを有する医療機関の当該特定診療科をいう。
- (5) 特定科目県内医療機関 医師不足の解消のため医師を充足する必要があると 認められる特定診療科目であって知事が別に定めるものを有する県内の医療機関 の当該特定診療科のうち、県内指定医療機関以外のものをいう。
- (6) 特別指定県内医療機関 専門医の育成のための専門の研修課程を有する県内 の医療機関又は医療機関の特定診療科のうち、県内指定医療機関及び特定科目県 内医療機関以外のものであって、知事が指定するものをいう。
- (7) 県内指定支援医療機関 県内指定医療機関に対し支援及び協力を行う県内の 医療機関であって、知事が別に定めるものをいう。

(貸付金の貸与)

- 第3条 知事は、次の各号に掲げる全ての要件を備えている者に対し、医師養成奨学 貸付金を貸与することができる。
 - (1) 医学生であって、大学を卒業後県内指定医療機関において医師の業務(特定科目加算貸付金を貸与する場合にあっては、指定特定診療科目の医師の業務)に従事しようとするものであること。
 - (2) 勉学の意欲が旺盛で心身ともに健全であること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が別に定める要件
- 2 知事は、次の各号に掲げる全ての要件を備えている者に対し、初期臨床研修特別 貸付金を貸与することができる。
 - (1) 県内の基幹型臨床研修病院において初期臨床研修を受ける者(以下「初期臨床研修生」という。)であって、初期臨床研修の修了後県内指定医療機関において 指定特定診療科目の医師の業務に従事しようとするものであること。
 - (2) 勉学の意欲が旺盛で心身ともに健全であること。
 - (3) 初期臨床研修に専念し、その資質の向上を図るように努めること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が別に定める要件
- 3 知事は、次の各号に掲げる全ての要件を備えている者に対し、特定科目後期臨床 研修奨励貸付金を貸与することができる。
 - (1) 特定科目後期臨床研修を受ける者(以下「特定科目後期臨床研修生」という。)であって、当該特定科目後期臨床研修の修了後県内指定医療機関において 指定特定診療科目の医師の業務に従事しようとするものであること。
 - (2) 勉学の意欲が旺盛で心身ともに健全であること。
 - (3) 特定科目後期臨床研修に専念し、その資質の向上を図るように努めること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が別に定める要件

- 4 知事は、毎年度予算の範囲内で、第1項各号、第2項各号又は前項各号に掲げる 全ての要件を備えている者のうちから選考の上、医師養成奨学貸付金、初期臨床研 修特別貸付金又は特定科目後期臨床研修奨励貸付金(以下「貸付金」という。)を貸 与する者を決定するものとする。
- 5 知事は、毎年度予算の範囲内で、第1項各号に掲げる全ての要件を備え、かつ、 医師養成奨学貸付金の貸与を受けている者であって特定科目加算貸付金の貸与を受 けていないもののうちから選考の上、特定科目加算貸付金を貸与する者を決定する ことができる。

(貸付金の額等)

第4条 貸付金として貸与する金額及び期間は、次のとおりとする。

区分			金額	期間
医師養成奨	修学貸付金	月	150, 0	当該大学の修学期間。ただし、6年(知事が特に認め
学貸付金		額	00円	たときにあっては、7年)を限度とする。
	特定科目加	月	80, 00	
	算貸付金	額	0 円	
初期臨床研修特別貸付			120, 0	当該初期臨床研修の期間。ただし、2年を限度とする。
金			00円	
特定科目後期臨床研修			120, 0	当該特定科目後期臨床研修の期間のうち、知事が定め
奨励貸付金			00円	る期間。ただし、3年を限度とする。

(貸与の一時停止)

第5条 知事は、貸付金の貸与を受けている者のうち医学生にあっては休学し、又は 長期にわたって欠席しようとするとき、初期臨床研修生又は特定科目後期臨床研修 生にあっては長期にわたって当該初期臨床研修又は当該特定科目後期臨床研修を中 断しようとするときは、貸付金の貸与を一時停止することができる。

(貸与の再開)

第6条 知事は、前条の規定に基づき貸付金の貸与を一時停止した場合において、当該貸付金の貸与を一時停止された者のうち医学生にあっては復学し、又は長期にわたる欠席をやめたとき、初期臨床研修生又は特定科目後期臨床研修生にあっては当該初期臨床研修又は当該特定科目後期臨床研修の長期にわたる中断をやめたときは、貸付金の貸与を再開することができる。

(貸与の取消し)

- 第7条 知事は、貸付金の貸与を受けている者が次の各号のいずれかに該当するとき は、貸付金の貸与を取り消すことができる。
 - (1) 第3条第1項各号、第2項各号又は第3項各号に掲げる要件を欠いたとき。
 - (2) 貸付金の貸与を受けることを辞退したとき。
 - (3) 学業、初期臨床研修若しくは特定科目後期臨床研修の成績又は性行が不良であると認めたとき。
 - (4) 病気又は負傷のため大学の卒業又は初期臨床研修若しくは特定科目後期臨床 研修の修了の見込みがないとき。

- (5) 前条の規定に基づく貸付金の貸与の再開が認められないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、貸付金を貸与することが不適当であると認めたとき。
- 2 知事は、規則で定めるところにより、特定科目加算貸付金の貸与を受けている者 から申請があったときは、特定科目加算貸付金の貸与を取り消すものとする。 (償還)
- 第8条 貸付金の貸与を受けた者(以下「借受者」という。)は、貸与の期間が満了したとき又は前条第1項若しくは第2項の規定に基づき貸与を取り消されたときは、直ちに、貸与を受けた貸付金(同項の規定に基づき特定科目加算貸付金の貸与を取り消された場合にあっては、当該特定科目加算貸付金に限る。以下この条において同じ。)を償還しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めたときは、規則で定めるところにより、貸付金を貸与した期間(貸付金の貸与を一時停止した期間を除く。)の2倍に相当する期間に限り、貸付金を分割して償還させることができる。
- 3 前2項の規定により償還しなければならない貸付金には、規則で定めるところにより、貸与を受けた日の翌日から償還の日までの期間の日数に応じ、償還すべき額につき年10.0パーセント以内で知事が定める割合で計算した利息を付するものとする。ただし、次条第3項又は第5項の規定に基づき貸付金の償還を猶予した期間(同項の規定に基づくものにあっては、災害、病気その他やむを得ない理由があると認められる期間に限る。)については、利息を付さないものとする。
- 4 前項の規定により利息を計算する場合における年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。 (償還の猶予)
- 第9条 知事は、次の各号に掲げる貸付金について、借受者が貸与の期間が満了した 後又は第7条第1項若しくは第2項の規定に基づき貸与を取り消された後において 当該各号に掲げる要件に該当することとなったときは、規則で定めるところによ り、当該貸付金の償還を猶予することができる。ただし、償還を猶予する期間は、 初期臨床研修を修了した後、前条第3項ただし書の規定により利息を付さない期間 を除き、15年間を限度とする。
 - (1) 医師養成奨学貸付金
 - ア 貸付金の貸与の期間が満了した後又は第7条第1項若しくは第2項の規定に 基づき貸付金の貸与を取り消された後、引き続き大学に在学しているとき。
 - イ 大学を卒業した日から1年以内の期間において、医師の免許を取得しようと しているとき。
 - ウ 大学を卒業した日から1年以内に医師の免許を取得し、かつ、当該免許を取得した後速やかに県内の医療機関において初期臨床研修を受ける(医師法第6条第1項の規定による医師免許の申請手続中に当該医療機関において初期臨床研修を受ける場合を含む。)とき。
 - エ ウの初期臨床研修を修了した後引き続き特定科目後期臨床研修を受けると き。

- オ エの特定科目後期臨床研修を受けることをやめて、速やかに県内指定医療機関、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関又は県内指定支援医療機関において医師の業務(特定科目加算貸付金にあっては、指定特定診療科目の医師の業務。以下この号において同じ。)に継続して従事するとき。
- カ ウの初期臨床研修を修了した後又はエの特定科目後期臨床研修を修了した後 速やかに県内指定医療機関、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関又 は県内指定支援医療機関において医師の業務に継続して従事するとき。
- キ ウの初期臨床研修を修了した後速やかに県内指定医療機関、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関又は県内指定支援医療機関において医師の業務 に継続して従事し、その後速やかに特定科目後期臨床研修を受けるとき。
- (2) 初期臨床研修特別貸付金
 - ア 貸付金の貸与の期間が満了した後又は第7条第1項の規定に基づき貸付金の 貸与を取り消された後、引き続き初期臨床研修を受けているとき。
 - イ 初期臨床研修を修了した後速やかに県内指定医療機関、特定科目県内医療機 関、特別指定県内医療機関又は県内指定支援医療機関において指定特定診療科 目の医師の業務に継続して従事するとき。
 - ウ 初期臨床研修を修了した後引き続き特定科目後期臨床研修を受けるとき。
 - エ ウの特定科目後期臨床研修を受けることをやめて、速やかに県内指定医療機関、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関又は県内指定支援医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に継続して従事するとき。
 - オ ウの特定科目後期臨床研修を修了した後速やかに県内指定医療機関、特定科 目県内医療機関、特別指定県内医療機関又は県内指定支援医療機関において指 定特定診療科目の医師の業務に継続して従事するとき。
 - カ 初期臨床研修を修了した後速やかに県内指定医療機関、特定科目県内医療機 関、特別指定県内医療機関又は県内指定支援医療機関において指定特定診療科 目の医師の業務に継続して従事し、その後速やかに特定科目後期臨床研修を受 けるとき。
- (3) 特定科目後期臨床研修奨励貸付金
 - ア 貸付金の貸与の期間が満了した後又は第7条第1項の規定に基づき貸付金の 貸与を取り消された後、引き続き当該特定科目後期臨床研修を受けていると き。
 - イ 当該特定科目後期臨床研修を受けることをやめて、速やかに県内指定医療機関、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関又は県内指定支援医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に継続して従事するとき。
 - ウ 当該特定科目後期臨床研修を修了した後速やかに県内指定医療機関、特定科 目県内医療機関、特別指定県内医療機関又は県内指定支援医療機関において指 定特定診療科目の医師の業務に継続して従事するとき。
- 2 前項各号(第1号ア及びイを除く。)の規定により貸付金の償還の猶予を受けている借受者が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定により産前産後の休業をしたときは、当該期間(使用者が就業規則等により産前産後

- の休業として認めた期間を含む。次条第2項において「産前産後休業期間」という。)については、継続して研修を受け、業務に従事している期間とみなす。
- 3 知事は、第1項各号(第1号ア及びイを除く。)の規定により貸付金の償還の猶予を受けている借受者が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第5条第1項の規定に基づき育児休業をしたとき又は同法第11条第1項の規定に基づき介護休業をしたときは、規則で定めるところにより、当該期間(同法の規定の適用を受けない者にあっては、これらに準ずる期間とし、事業主が就業規則等により育児休業又は介護休業として認めた期間を含む。)について、貸付金の償還を猶予することができる。
- 4 知事は、第1項第1号の規定により医師養成奨学貸付金の償還の猶予を受けている特定科目加算貸付金に係る借受者が、同号に規定する特定科目加算貸付金に係る償還の猶予の要件を満たさなくなり、かつ、修学貸付金に係る償還の猶予の要件を満たしているときは、当該借受者に係る特定科目加算貸付金を償還させ、及び修学貸付金の償還を猶予することができる。この場合において、前条第2項の規定の適用については、同項中「貸付金」とあるのは、「特定科目加算貸付金」とする。
- 5 第1項及び前2項に規定する場合のほか、知事は、災害、病気その他やむを得ない理由があると認められるときその他貸付金の償還を猶予することが適当であると認めたときは、規則で定めるところにより、当該貸付金の償還を猶予することができる。

(償還の免除)

- 第10条 知事は、次の各号に掲げる借受者が当該各号のいずれかに該当するとき は、規則で定めるところにより、貸付金の償還を免除するものとする。
 - (1) 医師養成奨学貸付金に係る借受者
 - ア 初期臨床研修を修了した後引き続き特定科目後期臨床研修を受け、当該特定 科目後期臨床研修の課程として県内指定医療機関、特定科目県内医療機関又は 特別指定県内医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた場合において、 次に掲げる期間を合計した期間(医師養成奨学貸付金を貸与した期間(医師養成 奨学貸付金の貸与を一時停止した期間を除く。以下この号において同じ。)が 2 年未満の借受者にあっては(ア)に掲げる期間、2年以上 3年未満の借受者にあ っては(ア)から(ウ)までに掲げる期間を合計した期間)が、当該医師養成奨学貸 付金を貸与した期間の 1.5 倍に相当する期間に達したとき。
 - (ア) 当該特定科目後期臨床研修の課程として県内指定医療機関又は特定科目 県内医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間
 - (イ) 当該特定科目後期臨床研修の課程として特別指定県内医療機関において 特定科目後期臨床研修を受けた期間。ただし、当該期間は、医師養成奨学貸 付金を貸与した期間が2年以上3年未満の借受者にあっては1年6箇月、3 年以上4年未満の借受者にあっては2年、4年以上5年未満の借受者にあっ ては2年6箇月、5年以上6年未満の借受者にあっては3年、6年以上の借受 者にあっては3年6箇月を限度とする。

- (ウ) 当該特定科目後期臨床研修を受けた期間(当該特定科目後期臨床研修の課程として県内指定支援医療機関以外の医療機関(特定科目県内医療機関又は特別指定県内医療機関である県内指定支援医療機関の特定診療科を含む。)において特定科目後期臨床研修を受けた期間を除き、当該期間が4年を超えるときにあっては、4年とする。)の2分の1に相当する期間
- (エ) 当該修了した初期臨床研修の課程として県内の基幹型臨床研修病院において初期臨床研修を受けた期間。ただし、当該期間は、医師養成奨学貸付金を貸与した期間が3年以上4年未満の借受者にあっては6箇月、4年以上5年未満の借受者にあっては1年、5年以上6年未満の借受者にあっては1年6箇月、6年以上の借受者にあっては2年を限度とする。
- イ 初期臨床研修を修了した後引き続き特定科目後期臨床研修を受け、当該特定 科目後期臨床研修を受けることをやめて、速やかに県内指定医療機関、特定科 目県内医療機関、特別指定県内医療機関又は県内指定支援医療機関において医 師の業務(特定科目加算貸付金にあっては、指定特定診療科目の医師の業務。以 下この号において同じ。)に継続して従事した場合において、次に掲げる期間を 合計した期間(医師養成奨学貸付金を貸与した期間が2年未満の借受者にあって は(ア)に掲げる期間、2年以上3年未満の借受者にあっては(ア)から(ウ)まで に掲げる期間を合計した期間)が、当該医師養成奨学貸付金を貸与した期間の 1.5倍に相当する期間に達したとき。
 - (ア) 当該やめた特定科目後期臨床研修の課程として県内指定医療機関又は特定科目県内医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間と県内指定 医療機関又は特定科目県内医療機関において医師の業務に従事した期間とを 通算した期間
 - (イ) 当該やめた特定科目後期臨床研修の課程として特別指定県内医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間と特別指定県内医療機関において医師の業務に従事した期間とを通算した期間。ただし、当該通算した期間は、医師養成奨学貸付金を貸与した期間が2年以上3年未満の借受者にあっては1年6箇月、3年以上4年未満の借受者にあっては2年、4年以上5年未満の借受者にあっては2年6箇月、5年以上6年未満の借受者にあっては3年6箇月を限度とする。
 - (ウ) 当該やめた特定科目後期臨床研修を受けた期間(当該特定科目後期臨床研修の課程として県内指定支援医療機関以外の医療機関(特定科目県内医療機関又は特別指定県内医療機関である県内指定支援医療機関の特定診療科を含む。)において特定科目後期臨床研修を受けた期間を除く。エの(ウ)において同じ。)と県内指定支援医療機関において医師の業務に従事した期間(特定科目県内医療機関又は特別指定県内医療機関である県内指定支援医療機関の特定診療科において医師の業務に従事した期間を除く。エの(ウ)において同じ。)とを通算した期間(当該通算した期間が4年を超えるときにあっては、4年とする。)の2分の1に相当する期間

- (エ) 当該修了した初期臨床研修の課程として県内の基幹型臨床研修病院において初期臨床研修を受けた期間。ただし、当該期間は、医師養成奨学貸付金を貸与した期間が3年以上4年未満の借受者にあっては6箇月、4年以上5年未満の借受者にあっては1年、5年以上6年未満の借受者にあっては1年6箇月、6年以上の借受者にあっては2年を限度とする。
- ウ 初期臨床研修を修了した後速やかに県内指定医療機関、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関又は県内指定支援医療機関において医師の業務に継続して従事した場合において、次に掲げる期間を合計した期間(医師養成奨学貸付金を貸与した期間が2年未満の借受者にあっては(ア)に掲げる期間、2年以上3年未満の借受者にあっては(ア)から(ウ)までに掲げる期間を合計した期間)が、当該医師養成奨学貸付金を貸与した期間の1.5倍に相当する期間に達したとき。
 - (ア) 県内指定医療機関又は特定科目県内医療機関において医師の業務に従事 した期間
 - (イ) 特別指定県内医療機関において医師の業務に従事した期間。ただし、当該期間は、医師養成奨学貸付金を貸与した期間が2年以上3年未満の借受者にあっては1年6箇月、3年以上4年未満の借受者にあっては2年、4年以上5年未満の借受者にあっては2年6箇月、5年以上6年未満の借受者にあっては3年、6年以上の借受者にあっては3年6箇月を限度とする。
 - (ウ) 県内指定支援医療機関において医師の業務に従事した期間(特定科目県内 医療機関又は特別指定県内医療機関である県内指定支援医療機関の特定診療 科において医師の業務に従事した期間を除き、当該期間が4年を超えるとき にあっては、4年とする。)の2分の1に相当する期間
 - (エ) 当該修了した初期臨床研修の課程として県内の基幹型臨床研修病院において初期臨床研修を受けた期間。ただし、当該期間は、医師養成奨学貸付金を貸与した期間が3年以上4年未満の借受者にあっては6箇月、4年以上5年未満の借受者にあっては1年、5年以上6年未満の借受者にあっては1年6箇月、6年以上の借受者にあっては2年を限度とする。
- エ 初期臨床研修を修了した後速やかに県内指定医療機関、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関又は県内指定支援医療機関において医師の業務に継続して従事し、その後速やかに特定科目後期臨床研修を受けた場合において、次に掲げる期間を合計した期間(医師養成奨学貸付金を貸与した期間が2年未満の借受者にあっては(ア)に掲げる期間、2年以上3年未満の借受者にあっては(ア)から(ウ)までに掲げる期間を合計した期間)が、当該医師養成奨学貸付金を貸与した期間の1.5倍に相当する期間に達したとき。
 - (ア) 県内指定医療機関又は特定科目県内医療機関において医師の業務に従事 した期間と当該特定科目後期臨床研修の課程として県内指定医療機関又は特 定科目県内医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間とを通算し た期間

- (イ) 特別指定県内医療機関において医師の業務に従事した期間と当該特定科目後期臨床研修の課程として特別指定県内医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間とを通算した期間。ただし、当該通算した期間は、医師養成奨学貸付金を貸与した期間が2年以上3年未満の借受者にあっては1年6箇月、3年以上4年未満の借受者にあっては2年、4年以上5年未満の借受者にあっては2年6箇月、5年以上6年未満の借受者にあっては3年、6年以上の借受者にあっては3年6箇月を限度とする。
- (ウ) 県内指定支援医療機関において医師の業務に従事した期間と当該特定科目後期臨床研修を受けた期間とを通算した期間(当該通算した期間が4年を超えるときにあっては、4年とする。)の2分の1に相当する期間
- (エ) 当該修了した初期臨床研修の課程として県内の基幹型臨床研修病院において初期臨床研修を受けた期間。ただし、当該期間は、医師養成奨学貸付金を貸与した期間が3年以上4年未満の借受者にあっては6箇月、4年以上5年未満の借受者にあっては1年、5年以上6年未満の借受者にあっては1年6箇月、6年以上の借受者にあっては2年を限度とする。
- (2) 初期臨床研修特別貸付金に係る借受者
 - ア 初期臨床研修を修了した後速やかに県内指定医療機関、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関又は県内指定支援医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に継続して従事した場合において、次に掲げる期間を合計した期間(初期臨床研修特別貸付金を貸与した期間(初期臨床研修特別貸付金の貸与を一時停止した期間を除く。以下この号において同じ。)が1年未満の借受者にあっては、(ア)に掲げる期間)が、当該初期臨床研修特別貸付金を貸与した期間の1.5倍に相当する期間に達したとき。
 - (ア) 県内指定医療機関又は特定科目県内医療機関において指定特定診療科目 の医師の業務に従事した期間
 - (イ) 特別指定県内医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に従事した期間。ただし、当該期間は、初期臨床研修特別貸付金を貸与した期間が1年以上2年未満の借受者にあっては1年、2年以上の借受者にあっては1年6箇月を限度とする。
 - イ 初期臨床研修を修了した後引き続き特定科目後期臨床研修を受けた場合において、次に掲げる期間を合計した期間(初期臨床研修特別貸付金を貸与した期間が1年未満の借受者にあっては、(ア)に掲げる期間)が、当該初期臨床研修特別貸付金を貸与した期間の1.5倍に相当する期間に達したとき。
 - (ア) 当該特定科目後期臨床研修の課程として県内指定医療機関又は特定科目 県内医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間
 - (イ) 当該特定科目後期臨床研修の課程として特別指定県内医療機関において 特定科目後期臨床研修を受けた期間。ただし、当該期間は、初期臨床研修特 別貸付金を貸与した期間が1年以上2年未満の借受者にあっては1年、2年 以上の借受者にあっては1年6箇月を限度とする。

- ウ 初期臨床研修を修了した後引き続き特定科目後期臨床研修を受け、当該特定 科目後期臨床研修を受けることをやめて、速やかに県内指定医療機関、特定科 目県内医療機関、特別指定県内医療機関又は県内指定支援医療機関において指 定特定診療科目の医師の業務に継続して従事した場合において、次に掲げる期 間を合計した期間(初期臨床研修特別貸付金を貸与した期間が1年未満の借受者 にあっては、(ア)に掲げる期間)が、当該初期臨床研修特別貸付金を貸与した期 間の1.5倍に相当する期間に達したとき。
 - (ア) 当該やめた特定科目後期臨床研修の課程として県内指定医療機関又は特定科目県内医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間と県内指定 医療機関又は特定科目県内医療機関において指定特定診療科目の医師の業務 に従事した期間とを通算した期間
 - (イ) 当該やめた特定科目後期臨床研修の課程として特別指定県内医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間と特別指定県内医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に従事した期間とを通算した期間。ただし、当該通算した期間は、初期臨床研修特別貸付金を貸与した期間が1年以上2年未満の借受者にあっては1年、2年以上の借受者にあっては1年6箇月を限度とする。
- エ 初期臨床研修を修了した後引き続き特定科目後期臨床研修を受け、特定科目 後期臨床研修を修了した後速やかに県内指定医療機関、特定科目県内医療機 関、特別指定県内医療機関又は県内指定支援医療機関において指定特定診療科 目の医師の業務に継続して従事した場合において、次に掲げる期間を合計した 期間(初期臨床研修特別貸付金を貸与した期間が1年未満の借受者にあっては、 (ア)に掲げる期間)が、当該初期臨床研修特別貸付金を貸与した期間の1.5倍に 相当する期間に達したとき。
 - (ア) 当該特定科目後期臨床研修の課程として県内指定医療機関又は特定科目 県内医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間と県内指定医療機 関又は特定科目県内医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に従事 した期間とを通算した期間
 - (イ) 当該特定科目後期臨床研修の課程として特別指定県内医療機関において 特定科目後期臨床研修を受けた期間と特別指定県内医療機関において指定特 定診療科目の医師の業務に従事した期間とを通算した期間。ただし、当該通 算した期間は、初期臨床研修特別貸付金を貸与した期間が1年以上2年未満 の借受者にあっては1年、2年以上の借受者にあっては1年6箇月を限度と する。
- オ 初期臨床研修を修了した後速やかに県内指定医療機関、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関又は県内指定支援医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に継続して従事し、その後速やかに特定科目後期臨床研修を受けた場合において、次に掲げる期間を合計した期間(初期臨床研修特別貸付金を貸与した期間が1年未満の借受者にあっては、(ア)に掲げる期間)が、当該初期臨床研修特別貸付金を貸与した期間の1.5倍に相当する期間に達したとき。

- (ア) 県内指定医療機関又は特定科目県内医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に従事した期間と当該特定科目後期臨床研修の課程として県内指定医療機関又は特定科目県内医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間とを通算した期間
- (イ) 特別指定県内医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に従事した期間と当該特定科目後期臨床研修の課程として特別指定県内医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間とを通算した期間。ただし、当該通算した期間は、初期臨床研修特別貸付金を貸与した期間が1年以上2年未満の借受者にあっては1年、2年以上の借受者にあっては1年6箇月を限度とする。
- (3) 特定科目後期臨床研修奨励貸付金に係る借受者
 - ア 貸付金の貸与の期間が満了した後又は第7条第1項の規定に基づき貸付金の貸与を取り消された後、引き続き当該特定科目後期臨床研修を受けた場合において、次に掲げる期間を合計した期間(特定科目後期臨床研修奨励貸付金を貸与した期間(特定科目後期臨床研修奨励貸付金の貸与を一時停止した期間を除く。以下この号において同じ。)が1年未満の借受者にあっては、(ア)に掲げる期間)が、当該特定科目後期臨床研修奨励貸付金を貸与した期間の1.5倍に相当する期間に達したとき。
 - (ア) 貸付金の貸与の期間が満了した後又は第7条第1項の規定に基づき貸付金の貸与を取り消された後において当該特定科目後期臨床研修の課程として 県内指定医療機関又は特定科目県内医療機関において特定科目後期臨床研修 を受けた期間
 - (イ) 貸付金の貸与の期間が満了した後又は第7条第1項の規定に基づき貸付金の貸与を取り消された後において当該特定科目後期臨床研修の課程として特別指定県内医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間。ただし、当該期間は、特定科目後期臨床研修奨励貸付金を貸与した期間が1年以上2年未満の借受者にあっては1年、2年以上3年未満の借受者にあっては1年6箇月、3年以上の借受者にあっては2年を限度とする。
 - イ 貸付金の貸与の期間が満了した後又は第7条第1項の規定に基づき貸付金の貸与を取り消された後、直ちに当該特定科目後期臨床研修を受けることをやめて、又は引き続き当該特定科目後期臨床研修を受けた後当該特定科目後期臨床研修を受けることをやめて、速やかに県内指定医療機関、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関又は県内指定支援医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に継続して従事した場合において、次に掲げる期間を合計した期間(特定科目後期臨床研修奨励貸付金を貸与した期間が1年未満の借受者にあっては、(ア)に掲げる期間)が、当該特定科目後期臨床研修奨励貸付金を貸与した期間の1.5倍に相当する期間に達したとき。
 - (ア) 貸付金の貸与の期間が満了した後又は第7条第1項の規定に基づき貸付金の貸与を取り消された後において当該やめた特定科目後期臨床研修の課程として県内指定医療機関又は特定科目県内医療機関において特定科目後期臨

床研修を受けた期間と県内指定医療機関又は特定科目県内医療機関において 指定特定診療科目の医師の業務に従事した期間とを通算した期間

- (イ) 貸付金の貸与の期間が満了した後又は第7条第1項の規定に基づき貸付金の貸与を取り消された後において当該やめた特定科目後期臨床研修の課程として特別指定県内医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間と特別指定県内医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に従事した期間とを通算した期間。ただし、当該通算した期間は、特定科目後期臨床研修奨励貸付金を貸与した期間が1年以上2年未満の借受者にあっては1年、2年以上3年未満の借受者にあっては1年6箇月、3年以上の借受者にあっては2年を限度とする。
- ウ 貸付金の貸与の期間が満了した後又は第7条第1項の規定に基づき貸付金の貸与を取り消された後、直ちに当該特定科目後期臨床研修を修了し、又は引き続き当該特定科目後期臨床研修を受けた後当該特定科目後期臨床研修を修了し、その後速やかに県内指定医療機関、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関又は県内指定支援医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に継続して従事した場合において、次に掲げる期間を合計した期間(特定科目後期臨床研修奨励貸付金を貸与した期間が1年未満の借受者にあっては、(ア)に掲げる期間)が、当該特定科目後期臨床研修奨励貸付金を貸与した期間の1.5倍に相当する期間に達したとき。
 - (ア) 貸付金の貸与の期間が満了した後又は第7条第1項の規定に基づき貸付金の貸与を取り消された後において当該特定科目後期臨床研修の課程として県内指定医療機関又は特定科目県内医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間と県内指定医療機関又は特定科目県内医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に従事した期間とを通算した期間
 - (イ) 貸付金の貸与の期間が満了した後又は第7条第1項の規定に基づき貸付金の貸与を取り消された後において当該特定科目後期臨床研修の課程として特別指定県内医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間と特別指定県内医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に従事した期間とを通算した期間。ただし、当該通算した期間は、特定科目後期臨床研修奨励貸付金を貸与した期間が1年以上2年未満の借受者にあっては1年、2年以上3年未満の借受者にあっては1年6箇月、3年以上の借受者にあっては2年を限度とする。
- 2 前項第1号ア(ア)から(エ)まで、イ(ア)から(エ)まで、ウ(ア)から(エ)まで及び エ(ア)から(エ)まで、第2号ア(ア)及び(イ)、イ(ア)及び(イ)、ウ(ア)及び(イ)、 エ(ア)及び(イ)並びにオ(ア)及び(イ)並びに第3号ア(ア)及び(イ)、イ(ア)及び (イ)並びにウ(ア)及び(イ)に規定する初期臨床研修を受けた期間、特定科目後期臨 床研修を受けた期間(同項第1号ア(ウ)及びイ(ウ)に規定する県内指定支援医療機 関以外の医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間を除く。)又は医師 の業務に従事した期間(同項第1号イ(ウ)及びウ(ウ)に規定する特定科目県内医療 機関又は特別指定県内医療機関である県内指定支援医療機関の特定診療科において

医師の業務に従事した期間を除く。)において産前産後休業期間がある借受者にあっては、当該産前産後休業期間を当該各規定の初期臨床研修を受けた期間、特定科目後期臨床研修を受けた期間又は医師の業務に従事した期間とみなす。

- 3 知事は、前条第1項(同項第1号アからウまで及び同項第2号アを除く。)又は第3項から第5項(災害、病気その他知事が特に認める理由による場合に限る。)までの規定により貸付金の償還の猶予を受けている借受者が当該償還の猶予を受けている期間中に当該各項に規定する貸付金の猶予の要件を満たさなくなったときは、規則で定めるところにより、貸付金の一部の償還を免除することができる。
- 4 特定科目加算貸付金に係る借受者について第1項第1号、第2項又は前項の規定 を適用する場合においては、当該借受者に係る修学貸付金及び特定科目加算貸付金 のそれぞれについて貸付金の償還の免除を判定するものとする。
- 5 知事は、第1項及び第3項に規定する場合のほか、借受者が死亡し、又は精神若しくは身体の機能に著しい障害を生じ、労働能力を喪失したときその他貸付金の償還を免除することが適当であると認めたときは、規則で定めるところにより、貸付金の全部又は一部の償還を免除することができる。

(延滞金)

- 第11条 借受者が正当な理由がなく貸付金(第8条第3項の規定により付される利息を含む。以下この項において同じ。)を償還すべき日までに償還しなかったときは、当該償還すべき日の翌日から償還の日までの期間の日数に応じ、当該償還すべき貸付金の額に対して年14.5パーセントの割合を乗じて得た額に相当する額の延滞金を支払わなければならない。
- 2 前項の規定により延滞金を計算する場合においては、第8条第4項の規定を準用する。
- 3 知事は、特別の理由があると認めたときは、規則で定めるところにより、第1項 の延滞金を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、平成 39 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。 (経過措置)
- 3 前項の規定によるこの条例の失効の日(次項において「失効日」という。)以前において、第3条の規定により貸付金の貸与を決定された者に係る当該貸付金の貸与については、同条から第7条まで及び第12条の規定は、当該貸付金の貸与が終了するまでの間に限り、なおその効力を有する。
- 4 附則第2項の規定によるこの条例の失効の際現に償還の終わっていない貸付金及 び前項の規定によりなおその効力を有することとされる第3条の規定により失効日

後に貸与される貸付金の償還については、第8条から第12条までの規定は、附則第2項の規定によるこの条例の失効後も、なおその効力を有する。 (延滞金の割合の特例)

5 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.2パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。

附 則(平成 19年 10月 16日条例第 78号)

この条例は、規則で定める日(平成 19 年規則第 137 号で、平成 19 年 12 月 26 日とする。)から施行する。

附 則(平成20年3月25日条例第14号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 26 日条例第 10 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年 10 月 22 日条例第 38 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例による改正後の高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例(以下この項において「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後に新たに貸付金の貸与を決定する者の貸付金の貸与及び償還について適用し、同日前に貸付金の貸与を決定した者の貸付金の貸与及び償還については、なお従前の例による。ただし、同日前に医師養成奨学貸付金の貸与を決定した者のうち、当該者からの申出に基づき新条例第10条第1項の規定を適用することとする者にあっては、この条例による改正前の高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の規定により貸与した医師養成奨学貸付金及び同日以後に新条例の規定により貸与する医師養成奨学貸付金の償還については、新条例の規定を適用する。

附 則(平成 25 年 12 月 27 日条例第 74 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の高知県税外収入金の延滞金徴収条例付則第4項、第2条の規定による改正後の高知県看護師等養成奨学金貸付け条例付則第2項、第3条の規定による改正後の高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例附則第5項、第4条の規定による改正後の高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例附則第5項、第5条の規定による改正後の高知県介護福祉士等修学資金貸与条例附則第2項、第6条の規定による改正後の高知県獣医師修学資金貸与条例附則第2項及び第7条の規定による改正後の高知県工業用水道条例付則第2項の規定は、延滞金、延滞利子及び延滞利息のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年 12 月 27 日条例第 75 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 この条例による改正後の高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例(次項において「新 条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(同項において「施行日」とい う。)において現に貸付金を償還している者については、適用しない。
- 3 新条例の規定は、施行日以後に受ける特定科目後期臨床研修及び従事する医師の 業務並びに当該期間の算定について適用し、施行日前に受けた特定科目後期臨床研 修及び従事した医師の業務並びに当該期間の算定については、なお従前の例によ る。

附 則(平成 27 年 12 月 28 日条例第 75 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 この条例による改正後の高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)において現に貸付金を償還している者については、適用しない。
- 3 新条例の規定(新条例第9条第1項ただし書を除く。)は、施行日以後に受ける特定科目後期臨床研修及び従事する医師の業務並びに当該期間の算定について適用し、施行日前に受けた特定科目後期臨床研修及び従事した医師の業務並びに当該期間の算定については、なお従前の例による。

4 前項の場合において、この条例による改正前の高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例(以下この項において「旧条例」という。)第10条第1項第1号ア(ウ)に掲げる期間と新条例第10条第1項第1号ア(イ)に掲げる期間とを合計した期間、旧条例第10条第1項第1号イ(ウ)に掲げる期間と新条例第10条第1項第1号イ(イ)に掲げる期間とを合計した期間、旧条例第10条第1項第1号ウ(ウ)に掲げる期間とを合計した期間及び旧条例第10条第1項第1号エ(ウ)に掲げる期間と新条例第10条第1項第1号エ(イ)に掲げる期間とを合計した期間及び旧条例第10条第1項第1号エ(イ)に掲げる期間とを合計した期間は、それぞれ医師養成奨学貸付金を貸与した期間(医師養成奨学貸付金の貸与を一時停止した期間を除く。)が2年以上4年未満の借受者にあっては2年、4年以上5年未満の借受者にあっては2年6箇月、5年以上6年未満の借受者にあっては3年6箇月を限度とするものとする。

附 則(平成29年3月24日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において現に貸付金を償還している者については、適用しない。
- 3 新条例第8条第3項ただし書の規定は、施行日以後における育児休業に係る期間 (新条例第9条第3項に規定する期間をいう。以下この項において同じ。)について 適用し、施行日前における育児休業に係る期間については、適用しない。
- 4 新条例第9条第2項の規定は、施行日前における産前産後休業期間(同項に規定する産前産後休業期間をいう。)についても適用する。

附 則(令和5年3月28日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において現に貸付金を償還している者については、適用しない。
- 3 新条例第8条第3項ただし書の規定は、施行日以後における新条例第9条第3項 又は第5項の規定に基づく貸付金の償還の猶予の期間について適用し、施行日前に おけるこの条例による改正前の高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例(次項におい

- て「旧条例」という。) 第9条第5項の規定に基づく貸付金の償還の猶予の期間については、適用しない。
- 4 新条例第9条第1項ただし書の規定は、施行日前における新条例第8条第3項ただし書の規定により利息を付さない期間について適用し、施行日前における旧条例第8条第3項ただし書の規定により利息を付さない期間については、適用しない。
- 5 新条例第9条第3項の規定は、施行日以後の介護休業の期間(同項に規定する介護休業の期間をいう。以下この項において同じ。)について適用し、施行日前の介護休業の期間については、適用しない。

14 高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則

(平成19年6月25日規則第78号)

改正 平成20年3月25日規則第24号 平成20年10月31日規則第90号 平成22年10月22日規則第74号 平成25年12月27日規則第59号 平成27年12月28日規則第88号 平成29年3月28日規則第22号 令和3年3月30日規則第17号 令和4年4月1日規則第19号 令和5年3月31日規則第30号

高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則 (趣旨)

第1条 この規則は、高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例(平成19年高知県条例第7号。以下「条例」という。)の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定特定診療科目に係る知事が指定する特定診療科目)

第2条 条例第2条第1号イに規定する指定特定診療科目(第20条第1項において「指 定特定診療科目」という。)のうち、知事が指定する特定診療科目は、小児科、外科、麻 酔科及び脳神経外科とする。

(特定科目後期臨床研修に係る特定診療科目)

第3条 条例第2条第3号の知事が指定する特定診療科目は、小児科、外科、麻酔科、脳神経外科及び家庭医療学を専修する科とする。

(特定科目後期臨床研修に係る要件)

- 第4条 条例第2条第3号に規定する特定科目後期臨床研修(以下「特定科目後期臨床研修」という。)は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。
 - (1) 研修期間が3年以上であること。
 - (2) 研修期間のうち5分の3以上の期間が県内指定医療機関(条例第2条第4号に規定する県内指定医療機関をいう。以下同じ。)において行われるものであること。

(県内指定医療機関)

- 第5条 条例第2条第4号の知事が別に定める医療機関は、別表に定める区域にある医療機関(同条第3号に規定する医療機関をいう。以下同じ。)のうち、次に掲げる医療機関とする。
 - (1) 公立(公立に準ずると認められる場合を含む。)の医療機関
 - (2) 医療法(昭和23年法律第205号)第7条第1項から第3項までの規定による知

事の許可を受けた病床数(以下この号において「許可病床数」という。)が100床以上であって、かつ、同条第2項第5号に規定する一般病床の病床数が当該許可病床数の60パーセント以上である医療機関

- (3) 前2号に掲げる医療機関のほか、知事が指定する医療機関
- 2 条例第2条第4号の知事が別に定める特定診療科目を有する医療機関は、分べんを取り扱う産科又は産婦人科を有する医療機関のうち、別表に定める区域にある医療機関とする。

(特定科目県内医療機関に係る特定診療科目)

第5条の2 条例第2条第5号の知事が別に定める特定診療科目は、分べんを取り扱う産 科又は産婦人科、内科(血液内科に係るものに限る。)、外科(心臓血管外科に係るもの に限る。)及び放射線科(放射線治療に係るものに限る。)とする。

(特別指定県内医療機関に係る県内の医療機関等)

第5条の3 条例第2条第6号の専門医の育成のための専門の研修課程を有する県内の医療機関又は医療機関の特定診療科は、一般社団法人日本専門医機構が認定した専門医養成プログラムに参加する県内の医療機関若しくは医療機関の特定診療科又は公益社団法人日本医師会に置かれた日本医学会分科会に登録されている学会が専門医の育成のための研修施設として認定した県内の医療機関若しくは医療機関の特定診療科とする。

(県内指定支援医療機関)

- 第6条 条例第2条第7号の知事が別に定める県内の医療機関(以下「県内指定支援医療機関」という。)は、次に掲げる医療機関とする。
 - (1) 国立大学法人高知大学医学部附属病院
 - (2) 前号に掲げる医療機関のほか、知事が指定する医療機関 (貸付金の貸与の申請)
- 第7条 条例第3条第1項、第2項、第3項又は第5項の規定に基づき医師養成奨学貸付金(条例第2条第1号に規定する医師養成奨学貸付金をいう。以下同じ。)、初期臨床研修特別貸付金(条例第2条第2号に規定する初期臨床研修特別貸付金をいう。以下同じ。)又は特定科目後期臨床研修奨励貸付金(条例第2条第3号に規定する特定科目後期臨床研修奨励貸付金をいう。以下同じ。)の貸与を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、医師養成奨学貸付金にあっては別記第1号様式による医師養成奨学貸付金貸与申請書に、初期臨床研修特別貸付金にあっては別記第2号様式による初期臨床研修特別貸付金貸与申請書に、特定科目後期臨床研修奨励貸付金にあっては別記第3号様式による特定科目後期臨床研修奨励貸付金にあっては別記第3号様式による特定科目後期臨床研修奨励貸付金にあっては別記第3号様式による特定科目後期臨床研修奨励貸付金にあっては別記第3号様式による特定科目後期臨床研修授励貸付金貸与申請書に次に掲げる書類(条例第3条第5項の規定

に基づき特定科目加算貸付金の貸与を受けようとする者にあっては、第2号を除く。)を 添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 身上調書(別記第4号様式)
- (2) 戸籍抄本
- (3) 誓約書(別記第5号様式)
- (4) 医師養成奨学貸付金にあっては大学の在学証明書、初期臨床研修特別貸付金にあっては初期臨床研修(条例第1条に規定する初期臨床研修をいう。以下同じ。)の期間、研修内容等を証明する書類、特定科目後期臨床研修奨励貸付金にあっては特定科目後期臨床研修の期間、研修内容等を証明する書類
- (5) 医師養成奨学貸付金にあっては大学又は学部の長の推薦書、初期臨床研修特別貸付金にあっては初期臨床研修を受ける県内の管理型臨床研修病院の長の推薦書、特定科目後期臨床研修奨励貸付金にあっては特定科目後期臨床研修を受ける県内指定支援 医療機関の長の推薦書
- (6) 医師養成奨学貸付金にあっては、申請者の属する世帯の収入を証明する所得証明 書及び連帯保証人の収入を証明する所得証明書
- (7) 初期臨床研修特別貸付金及び特定科目後期臨床研修奨励貸付金にあっては、医師 免許証の写し
- (8) 初期臨床研修特別貸付金及び特定科目後期臨床研修奨励貸付金にあっては、給与支払額等証明書
- (9) 前各号に掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類
- 2 申請者は、2人の連帯保証人を定め、前項の医師養成奨学貸付金貸与申請書、初期臨 床研修特別貸付金貸与申請書又は特定科目後期臨床研修奨励貸付金貸与申請書に署名さ せなければならない。
- 3 前項の連帯保証人(以下「連帯保証人」という。)は、独立の生計を営む成年者でなければならない。

(貸付金の貸与の決定等の通知)

第8条 知事は、前条第1項の規定による医師養成奨学貸付金貸与申請書、初期臨床研修 特別貸付金貸与申請書又は特定科目後期臨床研修奨励貸付金貸与申請書を受理したとき は、医師養成奨学貸付金、初期臨床研修特別貸付金又は特定科目後期臨床研修奨励貸付 金(以下「貸付金」という。)を貸与するかどうかを決定し、貸付金を貸与する者にあっ ては別記第6号様式による貸付金貸与決定通知書により、貸付金を貸与しない者にあっ ては別記第7号様式による貸付金貸与不承認決定通知書により、当該申請者及び大学若 しくは学部の長、初期臨床研修を受ける県内の管理型臨床研修病院の長又は特定科目後期臨床研修を受ける県内指定支援医療機関の長にその旨を通知するものとする。

(貸付金の貸与の時期等)

- 第9条 貸付金の貸与は、年2回とし、5月(新たに貸付金を貸与する年にあっては、6月)及び10月に貸与するものとする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 2 条例第8条第1項に規定する借受者(以下「借受者」という。)は、知事が別に定めるところにより、貸付金を振り込む口座を指定しなければならない。指定した口座を変更しようとするときも、同様とする。

(連帯保証人の変更)

第10条 条例第8条第1項に規定する借受者(以下「借受者」という。)は、連帯保証人が死亡したとき又は連帯保証人を変更したとき若しくは知事が連帯保証人を不適当であると認めて変更を命じたときは、直ちに別記第9号様式による連帯保証人異動報告書に、医師養成奨学貸付金に係る借受者にあっては別記第10号様式による保証書及び新たな連帯保証人の収入を証明する所得証明書を、初期臨床研修特別貸付金に係る借受者又は特定科目後期臨床研修奨励貸付金に係る借受者にあっては別記第10号様式による保証書を添えて、知事に提出しなければならない。

(成績証明書等の提出)

- 第11条 借受者は、貸付金の貸与を受けている間、次に掲げる書類を毎年4月30日までに知事に提出しなければならない。
 - (1) 医師養成奨学貸付金にあっては、次に掲げる書類
 - ア 大学の前学年度の学業成績を証明する書類
 - イ 第7条第1項第3号から第5号まで及び第9号に掲げる書類
 - (2) 初期臨床研修特別貸付金にあっては、次に掲げる書類
 - ア 初期臨床研修報告書(別記第11号様式)
 - イ 第7条第1項第3号、第5号、第8号及び第9号に掲げる書類
 - (3) 特定科目後期臨床研修奨励貸付金にあっては、次に掲げる書類
 - ア 特定科目後期臨床研修報告書 (別記第12号様式)
 - イ 第7条第1項第3号、第5号、第8号及び第9号に掲げる書類

(借受者の届出義務)

第12条 借受者は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにその旨を知事に届け 出なければならない。

- (1) 借受者又は連帯保証人が氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 在学する大学の専攻課程、初期臨床研修の研修課程又は特定科目後期臨床研修の研修課程を他に転じたとき。
- (3) 大学を休学し、若しくは長期にわたって欠席しようとするとき又は長期にわたって初期臨床研修若しくは特定科目後期臨床研修を中断しようとするとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、借受者の身上に異動を生じたとき。 (貸付金の貸与の一時停止の通知)
- 第13条 知事は、条例第5条の規定に基づき貸付金の貸与を一時停止するときは、別記 第13号様式による貸付金一時停止通知書により、当該借受者に通知するものとする。 (貸付金の貸与の再開の手続)
- 第14条 条例第6条の規定に基づく貸付金の貸与の再開を申請しようとする借受者は、 別記第14号様式による貸付金再開申請書を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による貸付金再開申請書を受理した場合において、貸付金の貸与 を再開することを決定したときは、別記第15号様式による貸付金再開決定通知書によ り、当該借受者に通知するものとする。

(貸付金の貸与の辞退)

第15条 借受者は、貸付金の貸与を受けることを辞退しようとするとき又は条例第7条 第2項の規定により特定科目加算貸付金の貸与の取消しの申請をするときは、別記第1 6号様式による貸付金辞退届を知事に提出しなければならない。

(貸付金の貸与の取消しの通知)

第16条 知事は、条例第7条第1項の規定に基づき貸付金の貸与を取り消すとき又は同 条第2項により特定科目加算貸付金の貸与を取り消すときは、別記第17号様式による 貸付金取消し通知書により、当該借受者に通知するものとする。

(貸付金の分割償還の承認手続)

- 第17条 条例第8条第2項の規定に基づき貸付金を分割して償還させる必要があると認めるときは、経済的な理由により貸与を受けた貸付金を直ちに償還することが困難なときその他貸付金を分割して償還させることが適当であると知事が認めるときとする。
- 2 条例第8条第2項の規定に基づく貸付金の分割による償還を申請しようとする借受者 は、別記第18号様式による貸付金分割償還承認申請書を知事に提出しなければならな い。
- 3 知事は、前項の規定による貸付金分割償還承認申請書を受理した場合において、貸付金を分割して償還させることを承認したときは、別記第19号様式による貸付金分割償

還承認通知書により、当該借受者に通知するものとする。

- 4 貸付金の分割償還は、貸付金を分割して償還することを承認された期間内において、 月賦の均等払によりしなければならない。ただし、繰上償還をすることを妨げない。 (利息の利率)
- 第18条 条例第8条第3項の知事が定める割合は、年10.0パーセントとする。ただし、貸付金の貸与を取り消され、又は貸付金の償還の猶予がされず、若しくは終了した事情を勘案して、知事がやむを得ないと認めたときは、年3.0パーセントとする。(貸付金の償還の猶予の承認手続)
- 第19条 条例第9条第1項、第4項又は第5項の規定に基づく貸付金の償還の猶予を申請しようとする借受者は、別記第20号様式による貸付金償還猶予承認申請書を知事に提出しなければならない。ただし、同項の規定に基づくものにあっては、その理由を証明することができる書類を添えなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による貸付金償還猶予承認申請書を受理した場合において、貸付金の償還の猶予を承認したときは、別記第21号様式による貸付金償還猶予承認通知書により、当該借受者に通知するものとする。
- 3 知事は、条例第9条第1項第1号の規定により医師養成奨学貸付金の償還の猶予を受けている特定科目加算貸付金に係る借受者であって、同号に規定する修学貸付金及び特定科目加算貸付金に係る償還の猶予の要件を満たしているものが、修学貸付金について、同条第5項の規定に基づく第1項の貸付金の償還の猶予の申請をしたときは、同条第4項の例により、当該借受者に係る特定科目加算貸付金を償還させ、及び修学貸付金の償還を猶予することができる。

(貸付金の償還の免除の承認手続)

第20条 条例第10条第1項の規定による期間の算定に当たっては、県内指定医療機関、特定科目県内医療機関(条例第2条第5号に規定する特定科目県内医療機関をいう。以下同じ。)、特別指定県内医療機関(同条第6号に規定する特別指定県内医療機関をいう。以下同じ。)又は県内指定支援医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間及び医師の業務に従事した期間、県内の基幹型臨床研修病院において初期臨床研修を受けた期間並びに県内指定医療機関、特定科目県内医療機関又は特別指定県内医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に従事した期間は、それぞれの月数によるものとし、月の途中に当該期間が開始し、又は終了した場合は、当該月における日数が15日を超えるときにあってはこれを1月とし、15日以下のときにあってはこれを切り捨てるものとする。ただし、1.5倍に相当する期間及び2分の1に相当する期間の算定にあっ

ては、当該期間に1月未満の端数を生じたときは、当該端数を1月に切り上げる。

- 2 前項の場合において、知事が適当であると認めるときは、次の各号に掲げる区分に応 じ、それぞれ当該各号に定める月数を県内指定医療機関において医師の業務に従事した 月数(第1号に定める月数と第2号に定める月数とを合計した月数に0.5月以上の端 数を生じたときは、当該端数を1月に切り上げる。)とし、当該月数を特別指定県内医療 機関又は県内指定支援医療機関において医師の業務に従事した月数としないことができ る。
 - (1) 特別指定県内医療機関又は県内指定支援医療機関から県内指定医療機関に1週間 当たり1日派遣され、医師の業務に従事した場合 当該医師の業務に従事した日の属 する月数を5で除して得た月数
 - (2) 特別指定県内医療機関又は県内指定支援医療機関から県内指定医療機関に1週間当たり2日以上派遣され、医師の業務に従事した場合 当該医師の業務に従事した日の属する月数を5で除した得た月数に2を乗じて得た月数
- 3 条例第10条第1項の規定による貸付金の償還の免除を申請しようとする借受者は、 別記第22号様式による貸付金償還免除承認申請書を知事に提出しなければならない。 ただし、前項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、知事が別に定める書類を 添えなければならない。
- 4 条例第10条第3項の規定に基づく貸付金の一部の償還の免除は、医師養成奨学貸付金に係る借受者にあっては同条第1項第1号アから工までに掲げる期間のいずれか、初期臨床研修特別貸付金に係る借受者にあっては同項第2号アからオまでに掲げる期間のいずれか、特定科目後期臨床研修奨励貸付金に係る借受者にあっては同項第3号アからウまでに掲げる期間のいずれか(同条第2項において当該各規定の期間とみなされる期間を含む。次項において「免除算定期間」という。)が当該借受者に貸付金を貸与した期間(貸付金の貸与を一時停止した期間を除く。次項において同じ。)に達していたときに行うものとする。この場合における期間の算定に当たっては、第1項本文及び第2項の規定を準用する。
- 5 前項の場合において、貸付金の一部の償還を免除する額は、同項の貸付金の一部の償還の免除の要件となった免除算定期間を当該借受者に貸付金を貸与した期間の1.5倍に相当する期間で除したものに当該借受者に貸与した貸付金の額を乗じて得た額とする。
- 6 第4項に規定する場合のほか、知事が貸付金の一部の償還を免除することが適当であると認めるときは、貸付金の一部の償還を免除することができる。
- 7 条例第10条第3項の規定に基づく貸付金の一部の償還の免除を申請しようとする借

受者は、別記第23号様式による貸付金償還一部免除承認申請書を知事に提出しなければならない。ただし、第4項において準用する第2項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、知事が別に定める書類を添えなければならない。

- 8 条例第10条第5項の規定に基づく貸付金の全部又は一部の償還の免除を申請しようとする者は、別記第24号様式による貸付金償還(一部)免除承認申請書を知事に提出しなければならない。
- 9 知事は、第3項の規定による貸付金償還免除承認申請書、第7項の規定による貸付金 償還一部免除承認申請書又は前項の規定による貸付金償還(一部)免除承認申請書を受 理した場合において、貸付金の償還の免除を承認したときは、別記第25号様式による 貸付金償還免除承認通知書により、当該借受者等に通知するものとする。

(就業状況等の届出)

- 第21条 借受者は、県内の医療機関において初期臨床研修を受ける(医師法(昭和23年法律第201号)第6条第1項の規定による医師免許の申請手続中に当該医療機関において初期臨床研修を受ける場合を含む。以下この条において同じ。)とき又は県内指定医療機関、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関若しくは県内指定支援医療機関において後期臨床研修(初期臨床研修を修了した後に行われる臨床研修をいう。以下この条において同じ。)を受けるときは、別記第26号様式による臨床研修受講届に当該医療機関の長の証明を添えて、知事に提出しなければならない。初期臨床研修を受ける県内の医療機関又は後期臨床研修を受ける県内指定医療機関、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関若しくは県内指定支援医療機関を変更したときも、同様とする。
- 2 借受者は、県内指定医療機関、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関又は県内指定支援医療機関において医師の業務に従事するときは、別記第27号様式による医師業務従事届に当該医療機関の長の証明を添えて、知事に提出しなければならない。医師の業務に従事する県内指定医療機関、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関又は県内指定支援医療機関を変更したときも、同様とする。
- 3 借受者は、貸付金(条例第8条第3項の規定により付される利息を含む。)の償還が完了するまでの間、次の各号のいずれかに該当したときは、第1号から第4号までに係る届出にあっては直ちに、第5号に係る届出にあっては遅滞なく知事に届け出なければならない。この場合において、第1号又は第3号に係る届出にあっては別記第28号様式による臨床研修中止届に、第2号又は第4号に係る届出にあっては別記第29号様式による医師業務退職等届に、第5号に係る届出にあっては別記第30号様式による育児休業・介護休業取得届に事業主による証明書を添付することによるものとする。

- (1) 貸付金の償還の猶予を受けている期間中に特定科目後期臨床研修を受けることを やめたとき。
- (2) 貸付金の償還の猶予を受けている期間中に県内指定医療機関、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関又は県内指定支援医療機関において医師の業務に従事しなくなったとき。
- (3) 県内の医療機関において初期臨床研修を受けることをやめたとき又は県内指定医療機関、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関若しくは県内指定支援医療機関において後期臨床研修を受けることをやめたとき。
- (4) 退職その他の理由により県内指定医療機関、特定科目県内医療機関、特別指定県内 医療機関又は県内指定支援医療機関において医師の業務に従事しなくなったとき。
- (5) 貸付金の償還の猶予を受けている期間中に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第5条第1項の規定に基づく育児休業又は同法第11条第1項の規定に基づく介護休業(同法の規定の適用を受けない者にあっては、これらに準ずる休業)を取得するとき。

(延滞金)

- 第22条 条例第11条第1項の規定により延滞金を徴収する場合において、同項の規定により計算した延滞金の額に100円未満の端数があるとき又は延滞金の額が500円未満であるときは、当該端数又は当該額を切り捨てるものとする。
- 2 条例第11条第3項の規定に基づき延滞金を減額し、又は免除するときは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 災害等の理由により償還すべき日までに貸付金を償還することができなかったとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、償還すべき日までに貸付金を償還することができなかったことについてやむを得ない理由があると認められるとき。
 - (3) 条例第10条の規定に基づき貸付金の全部又は一部の償還を免除するとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、知事が特に必要があると認めるとき。
- 3 条例第11条第3項の規定に基づく延滞金の減額又は免除は、知事が特に認めるとき を除き、延滞金の減額又は免除を受けようとする者からの申請により行うものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月25日規則第24号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年10月31日規則第90号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則第7条の規定は、平成20年度の初期臨床研修特別貸付金又は特定科目後期臨床研修 奨励貸付金の貸与の申請から適用する。

附 則(平成22年10月22日規則第74号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則(以下この項において「新規則」という。)の規定は、この規則の施行の日以後に新たに貸付金の貸与を決定した者の貸付金の貸与及び償還について適用し、同日前に貸付金の貸与を決定した者の貸付金の貸与及び償還については、なお従前の例による。ただし、高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の一部を改正する条例(平成22年高知県条例第38号。以下この項において「一部改正条例」という。)附則第2項ただし書に規定する者にあっては、一部改正条例による改正前の高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例(平成19年高知県条例第7号)及びこの規則による改正前の高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則の規定により貸与した医師養成奨学貸付金並びに同日以後に一部改正条例による改正後の高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例及び新規則の規定により貸与する医師養成奨学貸付金の償還については、新規則の規定を適用する。

附 則(平成25年12月27日規則第59号)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則(次項において「新規則」という。)第18条の規定は、この規則の施行の日(同項において「施行日」という。)において現に貸付金を償還している者については、適用しない。
- 3 新規則第19条第3項(新規則第20条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に受ける特定科目後期臨床研修及び従事する医師の業務に係る期間の算定について適用し、施行日前に受けた特定科目後期臨床研修及び従事した医師の業務に係る期間の算定については、なお従前の例による。

附 則(平成27年12月28日規則第88号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則(次項において「新規則」という。)の規定は、この規則の施行の日(同項において「施行日」という。) において現に貸付金を償還している者については、適用しない。
- 3 新規則の規定は、施行日以後に受ける特定科目後期臨床研修及び従事する医師の業務 並びに当該期間の算定について適用し、施行日前に受けた特定科目後期臨床研修及び従 事した医師の業務並びに当該期間の算定については、なお従前の例による。

附 則(平成29年3月28日規則第22号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月30日規則第17号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則別記第9号様式、別記第11号様式、別記第12号様式、別記第14号様式、別記第16号様式、別記第18号様式、別記第20号様式、別記第22号様式から別記第24号様式まで及び別記第26号様式から別記第30号様式は、この規則による改正後の高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附 則(令和4年4月1日規則第19号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則の規定は、この規則の施行の日において現に貸付金を償還している者については、適用しない。

附 則(令和5年3月31日規則第30号)

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則の規定は、この規則の施行の日において現に貸付金の償還をしている者については、適用しない。

別表(第5条関係)

- 1 高知県保健医療計画に定める中央保健医療圏以外の区域
- 2 高知県保健医療計画に定める中央保健医療圏の区域のうち、高知市及び南国市を除く区域

別記

第1号様式(第7条関係)

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所 氏名 電話番号

ED

医師養成奨学貸付金貸与申請書

高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例第3条第1項(第5項)の規定に基づき医師養成奨学貸付金の貸与を受けたいので、次のとおり高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則第7条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

貸与申請額	月額		円貸	定科目 が	加算	有	(特定	診療	科目名) ・無
貸与申請期 間			年	月	~		4	丰	月			
ふりがな											_	
氏名					生年	三月日				年	月	日
本籍												
現住所												
出身高等学 校等		年	月 卒業 立				7	学校				
在学する大 学	名称 所在地							地域村	华 入学	1	亥当・	非該当
入学年月日		年	月	日	大学	卒業	予定年	年月			年	月

貸与を受ける医師養成奨学貸付金の返還の債務については、申請者と連帯して、その責任を 負います。

年 月 日

連帯保証人 本籍

住所 氏名

ED

電話番号 連帯保証人 本籍

住所

氏名 電話番号 ED

注

- 1 この申請書に押印した申請者及び連帯保証人の印鑑について、市町村長の証明書を添 えてください。
- 2 「特定科目加算貸付金の貸与申請の有無」欄は、いずれか該当するものを○で囲み、 「有」の場合は、科目名を記入して下さい。
- 3 「地域枠入学」欄は、該当する場合□内にレ点を付けてください。
- 4 この申請書には、身上調書(別記第4号様式)、戸籍抄本、誓約書(別記第5号様式)、 在学する大学の在学証明書、在学する大学又は学部の長の推薦書並びに申請者の属する 世帯の収入を証明する所得証明書及び連帯保証人の収入を証明する所得証明書を添え てください。

第4号様式(第7条関係)

身上調書

申請者氏名			Ħ		番号 ・ルア ·ス					
申記	青者住所									
家族	続柄	氏名	年齢		職業			摘要		
連	帯保証人						·			
申関係	請者との系	ふりがな 氏名	生年月	月日	職業		年収		資産	

注 「家族」欄は、申請者と生計を一にする家族について記入してください。

第5号様式(第7条関係)

年 月 日 高知県知事 様 住所 氏名 旬

私は、高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の規定に基づき医師養成奨学貸付金(初期臨床研修特別貸付金・特定科目後期臨床研修奨励貸付金)の貸与を受けることになったときは(受けていますが)、同条例及び高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則の規定を遵守し、将来、同条例第2条第4号に規定する県内指定医療機関又は同条第5号に規定する特定科目県内医療機関において医師として業務に従事することを誓約します。

第6号様式(第8条関係)

(その1)

第 号 日

印

住所 氏名

様

高知県知事

貸付金貸与決定通知書

年 月 日付けで申請のありました医師養成奨学貸付金(特定科目加算貸付金・初期臨床研修特別貸付金・特定科目後期臨床研修奨励貸付金)の貸与については、高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例第3条第4項(第5項)の規定により下記のとおり決定しましたので、高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則第8条の規定により通知します。

記

- 1 貸付金(特定科目加算貸付金)の貸与を受ける者の氏名
- 2 貸付金(特定科目加算貸付金)を貸与する金額 月額 円
- 3 貸付金(特定科目加算貸付金)を貸与する期間 年 月から 年 月まで

第7号様式(第8条関係)

(その1)

第 号 年 月 日

住所

氏名 様

高知県知事

貸付金貸与不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のありました医師養成奨学貸付金(特定科目加算貸付金・初期臨床研修特別貸付金・特定科目後期臨床研修奨励貸付金)の貸与については、高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例第3条第4項(第5項)の規定による選考の結果、貸与しないことに決定しましたので、高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則第8条の規定により通知します。

第9号様式(第10条関係)

年 月 日

高知県知事 様

借受者 住所 氏名 電話番号

連带保証人異動報告書

下記のとおり連帯保証人を変更しましたので、高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則第10条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

- 1 変更した連帯保証人 住所 氏名
- 2 連帯保証人を変更した理由
- 3 新たな連帯保証人

借受者と の関係	<u></u> ふりがな 氏名	生年月日	職業	年収	資産

注 この報告書には、保証書(別記第10号様式)及び新たな連帯保証人の収入を証明する所得 証明書を添えてください。

高知県知事 様

新たに連帯保証人となる者

本籍 住所 氏名

(1)

電話番号

保 証 書

借受者住所 氏名 は、高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例第3条第1項(第2項・第3項)の規定に基づき医師養成奨学貸付金(初期臨床研修特別貸付金・特定科目後期臨床研修奨励貸付金)の貸与を受けていますが、今回旧連帯保証人住所 氏名 に替わり私が新連帯保証人となり、貸与を受けている医師養成奨学貸付金(初期臨床研修特別貸付金・特定科目後期臨床研修奨励貸付金)の返還の債務については、借受者と連帯して、その責任を負います。

注 この保証書に押印した新たに連帯保証人となる者の印鑑について、市町村長の証明 書を添えてください。

高知県知事 様

借受者 住所 氏名 電話番号

初期臨床研修報告書

年 月 日から 年 月 日までに受けました初期臨床研修について、高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則第11条の規定により、下記のとおり報告します。

初期臨床研修を実施してい る県内の管理型臨床研修病 院の名称及び所在地	
初期臨床研修の研修内容等	
初期臨床研修の研修到達目 標に対する達成度	
初期臨床研修の研修指導医 の研修評価	研修指導医

第13号様式(第13条関係)

第 号年 月 日

住所

氏名 様

高知県知事

貸付金一時停止通知書

下記の理由により、高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例第5条の規定に基づき、 年 月 日から医師養成奨学貸付金(初期臨床研修特別貸付金・特定科目後 期臨床研修奨励貸付金)の貸与を一時停止します(一時停止しました)ので、高知県医

師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則第13条の規定により通知します。

記

一時停止の理由

高知県知事 様

借受者 住所 氏名 電話番号

貸付金再開申請書

下記のとおり復学し(長期にわたる欠席をやめ)(初期臨床研修(特定科目後期臨床研修)の長期にわたる中断をやめ)、高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例第6条の規定に基づく医師養成奨学貸付金(初期臨床研修特別貸付金・特定科目後期臨床研修奨励貸付金)の貸与の再開を希望するので、高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則第14条第1項の規定により申請します。

記

- 1 大学名、初期臨床研修を受けている県内の管理型臨床研修病院名又は特定科目後期 臨床研修を受けている県内指定支援医療機関名
- 2 貸付金の一時停止年月日

年 月 日

3 復学し、若しくは長期にわたる欠席をやめ、又は初期臨床研修若しくは特定科目後期臨床研修の長期にわたる中断をやめた年月日

年 月 日

- 4 大学の卒業又は初期臨床研修若しくは特定科目後期臨床研修の修了の予定年月日 年 月 日
- 5 復学し、若しくは長期にわたる欠席をやめ、又は初期臨床研修若しくは特定科目後期臨床研修の長期にわたる中断をやめた理由
- 注 負傷又は疾病のため大学を休学し、若しくは長期にわたって欠席し、又は初期臨床 研修若しくは特定科目後期臨床研修を長期にわたって中断していた場合は、病院又は 診療所の作成した診断書を添えてください。

第15号様式(第14条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

住所

氏名 様

高知県知事

貸付金再開決定通知書

高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例第6条の規定に基づき、 年 月日から医師養成奨学貸付金(初期臨床研修特別貸付金・特定科目後期臨床研修奨励貸付金)の貸与を再開することを決定しましたので、高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則第14条第2項の規定により通知します。

高知県知事 様

借受者 住所 氏名 @ 電話番号

貸付金辞退届

下記のとおり医師養成奨学貸付金(特定科目加算貸付金・初期臨床研修特別貸付金・ 特定科目後期臨床研修奨励貸付金)の貸与を受けることを辞退しますので、高知県医師 養成奨学貸付金等貸与条例施行規則第15条の規定により届け出ます。

- 1 辞退年月日 年 月 日(年 月分から)
- 2 辞退する理由

第17号様式(第16条関係)

第 号年 月 日

住所

氏名 様

高知県知事

貸付金取消し通知書

下記の理由により、高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例第7条第1項(第2項)の 規定に基づき、 年 月分からの医師養成奨学貸付金(特定科目加算貸付金・ 初期臨床研修特別貸付金・特定科目後期臨床研修奨励貸付金)の貸与を取り消します (取り消しました)ので、高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則第16条の規定 により通知します。

記

取消しの理由

高知県知事 様

借受者 住所 氏名 電話番号

貸付金分割償還承認申請書

下記のとおり高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例第8条第2項の規定に基づく医師養成奨学貸付金(特定科目加算貸付金・特定初期臨床研修特別貸付金・特定科目後期臨床研修奨励貸付金)の分割償還を希望するので、高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則第17条第2項の規定により申請します。

- 1 貸付金(特定科目加算貸付金)の貸与を受けた期間 年 月から 年 月まで
- 2 貸与を受けた貸付金(特定科目加算貸付金)の額 円
- 3 貸付金(特定科目加算貸付金)を償還すべき年月日 年 月 日
- 4 貸付金(特定科目加算貸付金)の分割償還をする予定期間 年 月から 年 月まで
- 5 貸付金(特定科目加算貸付金)の分割償還を申請する理由

第19号様式(第17条関係)

第 号 日

印

住所

氏名 様

高知県知事

貸付金分割償還承認通知書

高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり医師養成奨学貸付金(特定科目加算貸付金・初期臨床研修特別貸付金・特定科目後期臨床研修奨励貸付金)の分割償還を承認しましたので、高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則第17条第3項の規定により通知します。

- 1 貸与した貸付金(特定科目加算貸付金)の額 円
- 2 償還させる貸付金(特定科目加算貸付金)の額円
- 3 貸付金 (特定科目加算貸付金) の分割償還をする期間 年 月から 年 月まで

高知県知事 様

借受者 住所 氏名 電話番号

貸付金償還猶予承認申請書

下記のとおり高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例第9条第1項(第4項・第5項)の規定に基づく医師養成奨学貸付金(修学貸付金・初期臨床研修特別貸付金・特定科目後期臨床研修奨励貸付金)の償還の猶予を希望するので、高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則第19条第1項の規定により申請します。

- 1 貸付金(修学貸付金)の貸与を受けた期間年 月から 年 月まで
- 2 貸与を受けた貸付金(修学貸付金)の額 円
- 3 貸付金 (修学貸付金) の償還の猶予をする予定期間 年 月から 年 月まで
- 4 貸付金の償還の猶予を申請する理由
- 注 災害、病気その他やむを得ない理由のため償還の猶予を希望する場合は、その理由を証明 することができる書類を添えてください。

第21号様式(第19条関係)

第 号年 月 日

住所

氏名 様

高知県知事

貸付金償還猶予承認通知書

高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例第9条第1項(第4項・第5項)の規定に基づき、 年 月 日まで医師養成奨学貸付金(修学貸付金・初期臨床研修特別貸付金・特定科目後期臨床研修奨励貸付金)の償還を猶予しますので、高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則第19条第2項の規定により通知します。

高知県知事 様

 借受者 住所

 氏名

 電話番号

貸付金償還免除承認申請書

下記のとおり高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例第10条第1項の規定による医師養成奨 学貸付金(特定科目加算貸付金・初期臨床研修特別貸付金・特定科目後期臨床研修奨励貸付金) の償還の免除を希望するので、高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則第20条第3項の 規定により申請します。

記

- 1 貸付金 (特定科目加算貸付金) の貸与を受けた期間 年 月から 年 月まで
- 2 貸与を受けた貸付金 (特定科目加算貸付金) の額 円
- 3 貸付金 (特定科目加算貸付金) の償還の免除の要件となる医療機関において医師の業務に 従事した期間等

 (1)
 年月日から
 年月日まで(
)

 (2)
 年月日から
 年月日まで(
)

4 貸付金 (特定科目加算貸付金) の償還の免除を申請する理由

注 高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則第20条第2項の規定の適用を受けようとするときは、知事が別に定める書類を添えてください。

高知県知事 様

借受者 住所 氏名 電話番号

貸付金償還一部免除承認申請書

下記のとおり高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例第10条第3項の規定に基づく医師養成奨学貸付金(特定科目加算貸付金・初期臨床研修特別貸付金・特定科目後期臨床研修奨励貸付金)の一部の償還の免除を希望するので、高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則第20条第7項の規定により申請します。

記

- 1 貸付金 (特定科目加算貸付金) の貸与を受けた期間 年 月から 年 月まで
- 2 貸与を受けた貸付金 (特定科目加算貸付金) の額 円
- 3 貸付金(特定科目加算貸付金)の一部の償還の免除の要件となる医療機関において医師の 業務に従事した期間等

 (1)
 年月日から
 年月日まで(
)

 (2)
 年月日から
 年月日まで(
)

4 貸付金 (特定科目加算貸付金) の一部の償還の免除を申請する理由

注 高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則第20条第4項において準用する同条第2 項の規定の適用を受けようとするときは、知事が別に定める書類を添えてください。

高知県知事 様

借受者その他の者 住所

氏名

電話番号

貸付金償還(一部)免除承認申請書

下記のとおり高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例第10条第5項の規定に基づく医師養成奨学貸付金の(一部の)償還の免除を希望するので、高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則第20条第8項の規定により申請します。

記

- 1 貸付金の貸与を受けた期間 年 月から 年 月まで
- 2 貸与を受けた貸付金の額 円
- 3 償還済みの貸付金の額 円
- 4 未償還の貸付金の額
- 5 貸付金の全部又は一部の償還の免除を申請する理由

円

- 注 1 心身障害の場合は、病院又は診療所の作成した診断書を添えてください。
 - 2 借受者が死亡した場合は、死亡したことを証明する書類を添えて、遺族の方が申請してください。

第25号様式(第20条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

住所

氏名 様

高知県知事

貸付金償還免除承認通知書

高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例第10条の規定により、下記のとおり医師養成奨学貸付金(特定科目加算貸付金・初期臨床研修特別貸付金・特定科目後期臨床研修奨励貸付金)の償還を免除しますので、高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則第20条第9項の規定により通知します。

- 1 貸与した貸付金 (特定科目加算貸付金) の額 円
- 2 償還済みの貸付金(特定科目加算貸付金)の額 円
- 3 未償還の貸付金 (特定科目加算貸付金) の額 円
- 4 償還を免除する貸付金(特定科目加算貸付金)の額 円

高知県知事 様

借受者 住所 氏名 電話番号

臨床研修受講届

下記のとおり初期臨床研修(後期臨床研修)を受けることになりましたので、高知県 医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則第21条第1項の規定により関係書類を添えて届 け出ます。

- 1 初期臨床研修を受ける県内の医療機関又は後期臨床研修を受ける県内指定医療機関、 特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関若しくは県内指定支援医療機関の名称 及び所在地
- 2 初期臨床研修又は後期臨床研修を受ける期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 注 この届けには、初期臨床研修又は後期臨床研修を受ける医療機関の長の証明書を添 えてください。

高知県知事 様

借受者 住所 氏名 電話番号

医師業務従事届

下記のとおり医師の業務に従事することになりましたので、高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則第21条第2項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 医師の業務に従事する県内指定医療機関、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関又は県内指定支援医療機関の名称及び所在地
- 2 従事する診療科目
- 3 医師の業務に従事する期間
 年 月 日から 年 月 日まで

注 この届けには、医師の業務に従事する医療機関の長の証明書を添えてください。

高知県知事 様

借受者 住所 氏名 電話番号

医 師 業 務 退 職 等 届

下記のとおり県内指定医療機関(特定科目県内医療機関)(特別指定県内医療機関) (県内指定支援医療機関)において医師の業務に従事しなくなりましたので、高知県医 師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則第21条第3項の規定により届け出ます。

- 1 医師の業務に従事していた県内指定医療機関、特定科目県内医療機関、特別指定県 内医療機関又は県内指定支援医療機関の名称及び所在地
- 2 医師の業務に従事しなくなった年月日年 月 日
- 3 医師の業務に従事しなくなった理由(退職等の事実を記入してください。)

高知県知事 様

借受者 住所 氏名 電話番号

育児休業・介護休業取得届

下記のとおり育児休業(介護休業)を取得するので、高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則第21条第3項の規定により届け出ます。

記

予定する育児休業 (介護休業) 期間

年 月 日から 年 月 日まで

注 この届には、取得することについての事業主による証明書を添えてください。

15 その他の様式

同 意 書

高知県知事 様

私は、下記のことを条件として、高知県が私個人の情報を提供することに同意します。

記

提供目的:地域枠等高知県医師養成奨学貸付金の借受者に対するキャリア形成支援 及び償還のためのフォローアップ

提供情報:借受者個人の氏名、生年月日、性別、出身地、大学名、入学及び卒業年度、連絡先、申請内容、借受実績、勤務先医療機関または在籍大学名

提供期間:貸与決定から償還終了まで

提供先:高知大学医学部、高知地域医療支援センター、高知医療再生機構、勤 務先医療機関

年 月 日

同意者(借受者本人)

<u>住</u>	所							
氏	名							(EJ)
電話	番号	(日常自	的に連絡	絡の取	れる。	ちの)		
メー	・ルア	ドレス	(日常自	的に連	絡の国	 	もの))

申 立 書

ļ.	高知県医師養成	战奨学貸付	金貸与	申請にかかる連	帯保証人				
と_			は、	それぞれが独立	おります				
	高知県知事	様							
					令和	年	月	日	
				借受者	氏名			É	D
				連帯保証人	氏名			É	D

連帯保証人 氏名

財務会計

(執行機関コード) 執行機関名

債権者登録(変更)申請書

_v	<u> </u>			He 1 h -1 *				<u></u>	مدا سا		—	_	n	. 1	1 0	0 00 12	la la	<u>枚中</u>	枚_
テー	タ <u>区</u> ア	公分 处理区分	, :		コード	; ;		賃_ 🔻	雀 者	名	\dashv		<u>如理区</u>			9 のいず; と選び、○			7 =17.
}	- }												新規登		囲んでく		点核	者記	八百
- }	_ }		1	111			. /= ./~	+ 4 -	- - - 1	B A 11 ===			変	更	MI/O C V	,/			
C#	会	社区分コー	F .	住所コ	ード : 13	_		酒名多 iの債権		場合は変	2	9	削	除					
	{						文刊.	リックリ具作性	1日泊7	と言じノく		\ 9 /-	* = ~	ш А ,	. +=.			2 . 3	
0{1	-}			1 1 1	: } {				/ Ian >>/-		\				は、変更し	<u>た項目の</u>	<u>D記</u> 載のみ	でかま	いません。
		郵 便	番号			Lara .	住		(都直	府県名が	ら記	人して	くださ	(,°)					
		-	1 :			都・													
						府・			LLLL	2 . 14 6		I.I. fata\					_		
					番	地	(住所コ	<u>ードに</u>	対応し :	ない地名	<u>5、番</u>	<u>地等)</u>	- 1			;	_		
										1 :		į			ļ				
					1 1				<u> </u>										
					方、	書 (と	ごル名、	アパー	卜名等	を記入し	てくた	ごさい,)			,			
					1					1 :	- 1	i							
										{ :		- 1							
С#			•		. 名	1 .	' 力	ナナ)	·						·			
Ť	\Box		1:					TÍ	ΤΉ	} : :	1 1	1 1		【記	載上の注意	(法人の場)	合)]		
0 2										}				①氏	名及び口座		コ/ 』 カナ)欄は下	のカナ略	称を記入し
012	\dashv				:) (: 名	2	<u></u> カ	ナナ	· · ·	:					ください。				
						Ĩ	ПĨ:	TÍ		} : :	: 1	1	$\neg \Box$		人の種類	カナ略称	法人の利		カナ略称
										1					朱式会社	力ユ	学校法		カ゛ク
		-		<u> </u>	- 4	1	(漢	字	<u>; ; </u>		: 1		\rightarrow		与限会社 分名会社	<u>ب</u>	国立大学 公立大学		ダイ
		1	:	1	1 1	-1	人	 _	,	} :	1	:			資会社	シ	独立行政		ト゛ク
					1				1	1 :		1			司会社	۱, ,	地方独立行		チト゛ク
					<u>: </u>	i			<u> </u>	<u>:</u>		i		-	医療法人		特定非営利治		トクヒ
					名,	2	(漢	字)		1			医物	療法人社団	1	弁護士法	5人	ベン
					1					1 :		-		_	療法人財団	1	行政書士		丰" 日
									<u> </u>					_	会医療法人		司法書士		シホウ
		電	話	番号											才団法人 2000年1	サイ	税理士法		セイ
															安財団法人 会財団法人	7 1	管理組合 農事組合		カンリ ノウ
														-	土団法人		社会労務		ロウム
C#		支払方法	2 口月	座振替		2, 9	のいず	れかー	つを選	んで					2 2 2 社団法人	シヤ	有限責任中		
			1				てくださ							公益	益社団法人		無限責任中		チユウ
0{3		2	9 70	の他 ()									社会	会福祉法人	フク	更正保護		ホコ゛
0,0		金融機関		金	融 核	· 関	名		店	舗	名			7.	宗教法人	シユウ	相互会	社	ソ
					IIIA D	× 1/4			/H	ни				②略	号の前後は	欠のように	「かっこ」で	区切って	ください。
														_	般社団法人	高知 → シ	ヤ)コウチ		
		預金種別	1 普	 通預金		1. 2.	9 DV	っずれた)) — ~)	を選んで	5				知株式会社		(カ→ コウチ(=	.\ > + /.	- /
		17/312/12/74	7	座預金			てくださ							向	却有限云性	女云呂耒川	→ 197(-	L)) + (-	-1
		1	9 70)	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	. ,,_,	_									表者名などは		
			<u>₽ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~</u>										_	土	佐株式会社	代表取締	役 〇山×男	→ トサ	(カ
				1															
		_ i _ ! i _ !					座	名	義			(+)		-		
					: []				4%				ΤĨ						1 1
										1									
		関連		コード			· · ·	. 1	•	, , <u>;</u>			,)			<i>.</i>	<i>.</i>	()	
		内廷	(大) 庄 日 。	TIT			上記	しのとお	り申請	します。									
										, ,									
l			1 :	. 1 .			高知り	具知事	事 核	É						年	月	日	
							1~1 /NP /	1. V.D. 3	14	••						'	/ 4	-	
							申	住	所	ŕ									
							請												
							者		_										
							-	氏	名	ı									

【このチェック票は申請書類とともに提出して下さい】

提出前最終チェック票

年 氏名

	医師養成奨学貸付金貸与申請書(第1号様式) □ 連帯保証人は2名記入している(連帯保証人同士の住所が同一の場合は申立書が必要) □ 本籍は都道府県名だけでなく番地まで記入している
	身上調書(第4号様式) 本人が属する世帯の全員を記入している
	戸籍抄本 口 6ヶ月以内に取得したもの(申請者本人のみで可)
	誓約書(第5号様式)
	在学証明書
	学部の長の推薦書
	所得証明書(源泉徴収票は不可) ロ 世帯の全員(学生の兄弟分は不要)・連帯保証人
	印鑑登録証明書 □ 申請者本人・連帯保証人 □ 3ヶ月以内に取得したもの
	「医師の確保が必要な地域で医師業務に従事しようとする理由」
	「15年後のあなたの姿」 ロ 大学名・氏名を記入 、800字程度 、A4横書き
	同意書 □ 高知県医師養成奨学貸付金借受者のキャリア形成支援および償還のフォローアップのため、提供先の連携が必要ですので提出をお願いします。
	請求書 □ 必要事項を記入後、押印
	書類をもう一度確認してください
	書類はボールペンで記入している(消せるボールペンは絶対使用しない)
	記入漏れや空白の欄はない
П	畑の畑にけの鉄路録証明のの(宝の)を畑している

高知県知事 様

住	所	
氏	名	
電話番		

借受者異動届

下記のとおり、(□氏名、□住所、□本籍、□電話番号)を変更しましたので、高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則第12条の規定により届け出ます。

記

	sy n n t s 氏 名	
旧	住所	
	本籍	
	電話番号	
	ふりがな 氏 名	
#r	住所	〒 -
新	本籍	
	電話番号	

※異動のあった項目について、新旧ともに記入すること。 (異動のない項目は記載不要)

異動年月日		年	月	日	
	1				

		,						令和	年	月	Ħ
高知県	知事	様									
				ſ	主	所					
					モ	名					
					電話番	:号					
				連帯位	保証人	異動届					
											コ電話番号) Eにより届け
出ます。	д U	/C V / C 、 F		10000000000000000000000000000000000000	記	门亚寸貝	子术的	加·11 / 元 只	11 21 123	K V J AJE AI	
			Γ		FL.						1
		ふりがな 氏 名									
	III.	住 所	〒 -								
	旧	本籍									
		電話番号									
		ふりがな 氏 名									
	新	住所	〒 -								
	材	本籍									
		電話番号									
		※異動のな	らった事項 ない項目は			日ともに記	入するこ	٤٤.			-
											1
	異!	動年月日		年	Ē	月	日				

										令	和	年	月	日
高知県名	和事	様												
	•	,												
					借受	全者	住	所						
							氏	名						
							電話	番号			•••••			
						/	ن ن	<u></u>	E.					
						休	-	子	届					
				ミすので、			養成	奨学貸	付金等質	貸与条例	列施行	規則第	12条	Ė
1 項第	3 号(の規)	定に基	基づき届!	ナ出まっ	于 。								
							Ē	記						
							Ē	記						
	1.	期	間	令和	年	月			令和	年	月	日		
	 2. 		間由	令和	年	月			令和	年	月	Ħ		
				令和	年	月			令和	年	月	目		
				令和	年	月			令和	年	月	日		
				令和	年	月			令和	年	月	F		

高知県知事 様

借受者	住所
	氏 名
	電話番号

貸付金一時停止申請書

下記のとおり、高知県医師養成奨学貸付金の貸与の一時停止を申請します。

記

1.	大学名及证	び学年							
	大学名:								
	学 年:								
2.	貸付金を-	一時停止	する期	間					
		令和	年	月	日から令	介和 年	月	日	
3.	一時停止	を申請す	る理由						
	000000000000000000000000000000000000000								

(注) 負傷又は疾病のため大学を休学し、若しくは長期にわたって欠席する場合は、 医療機関の作成した診断書を添えて下さい。なお、休学する場合は、休学届を 復学した場合は、復学届も提出して下さい。 高知県知事 様

借受者 住所 氏名 電話番号

地域医師業務従事届

年度の算入について、高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則第 20 条の規定により、下記のとおり届出します。

記

(計算証明)

年度の算入については以下のとおりです。

年 月 日

算入計算医療機関 病院長(診療科長等でも可) 氏名 印

●算入計算書

(年度)

派遣先 医療機関名	期間	派遣期間 月数 A	算入割合 (A×割合)	算入月数 B (A×割合結果)	うち 非派遣日			
	(開始日) 令和 年 月 日 (終了日) 令和 年 月 日	月	× /5	/5月				
	(開始日) 令和 年 月 日 (終了日) 令和 年 月 日	月	× /5	/5月				
合 計	【年間換算】※割り切れない場	/5月 ≒ 月 年						

注 月4日未満の派遣は除外します。

合計算入月数は、0.5月以上の端数は切り上げ、0.5月未満の端数は切り捨てます。

16 申請書類記入例

記入例

消せるボールペンは使用しないでください。

・訂正する場合は、訂正箇所に二重線を引きその上に実印を押印し、 余白に訂正内容を記入してください。

実印

第1号様式(第7条関係)

高知県知事 様

※1 令和X年X月X日

コメント 1

コメント 2

コメント 4

コメント 3

コメント 5

コメント 7

コメント 8

てください。

ioas_user

ioas user

ioas user

ioas user

loas user

中請日を記入してください。

現在住んでいる住所を記入してください。

特定科目加算(産婦人科、小児科、麻酔 科、脳神経外科、外科) を申請する場合は 有に○をして診療科目名を記入してくださ

特定科日加算 無 150,000 有 230,000

大学卒業予定年月を記入してください。

戸籍抄本に記載している本籍(番曲まで) のとおりに記入してください。

現在住んでいる住所を記入してください。

ioas user

ルンルンハウス203号 氏名 高知 奨学 電話番号 080-9999-XXXX

申請者 ※2 住所 **高知県南国市同豊町×××番地**

医師養成奨学貸付金貸与申請書

高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例第3条第1項(第5項)の規定に基づき医師養成奨学貸 付金の貸与を受けたいので、次のとおり高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則第7条第 1項の規定により関係書類を添えて申請します。

貸与申請額	月額 ※3 (150,000円 特定科目加算 ※4 (有 (特定診療科日名)) (制)
貸与申請期 問	令和×年4月 ~ ※5 (令和□年3月)
ふりがな 氏名	こうち しょうがく 生年月日 平成〇年〇月〇日
本籍	※6 海知県高知市丸ノ内1丁目2番20号
現住所	※7 海知県南国市岡豊町×××番地ルンルンハウス203号
出身高等学 校等	令和× 年 3 月卒業 高知県 立 県庁 学校
在学する大 学	名称 高知大学 所在地 高知県南国市阿豊町小蓮185-1 地域枠入学 (該当・非該当
入学年月日	※8 令和×年4月1 日 大学卒業予定年月 令和□ 年3月

貸与を受ける医師養成奨学貸付金の返還の債務については、申請者と連帯して、その責任を負 います。

※9 令和X年X月〇日

押印は鮮明に。押印不鮮明で書類の

再提出をお願いするケースが多いで

す。不鮮明で押し直した場合、他の

印と重ならないようにしてくださ

W.

※10 連帯保証人 本籍 高知県高知市丸ノ内1丁目△△号 住所 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知 養成

火印

実印

ΔΔΔΔ-888-880 本籍 高知県高知市丸ノ内2丁目××号

住所 高知県高知市丸ノ内2丁目3番××号

氏名 県庁 黒潮

電話番号 088-777-XXXX

コメント 9 ioas_user 申請日と同日かそれ以降の日を記入してく ださい。

入学式の日ではなく、入学年月日を記入し

コメント 10

ioas user

- ・連帯保証人は、独立した生計を営む成年 者2名の方が必要です(1名は親権者で構い ません)
- 連帯保証人同士の住所が同一の場合は、 独立した生計を営む旨の申立書の提出が必 要です。
- この申請書に押印した申請者及び連帯保証人の印鑑について、市町村長の証明書 てください。 「特定科目加算貸付金の貸与申請の有無」欄は、いずれか該当するものを○で囲み、
 - 「有」の場合は、科目名を記入して下さい。 「地域枠入学」欄は、該当する場合□内にレ点を付けてください。

 - この申請書には、身上調書(別記第4号様式)、戸籍抄本、誓約書(別記第5号様 、在学する大学の在学証明書、在学する大学又は学部の長の推薦書並びに申請者の属 する世帯の収入を証明する所得証明書及び連帯保証人の収入を証明する所得証明書を添え てください。

第4号様式(第7条関係)

・消せるボールペンは使用しないでください。・訂正する場合は、訂正箇所に二重線を引きその上に実印を押印し、 余白に訂正内容を記入してください。

身上調書

 総柄 氏名 年齢 職業 摘要 2 公 高知 養成 45 公務員 3 日 養子 43 会社員 4 原列 養子 20 専門学校生 ※3 原外在住 3 は は は は は などからように記入してください。 4 連帯保証人 申請者と かりがな 生年月日 職業 年収 資産 5 方ち ようせい 医和49年8月17日 公務員 8,000,000円 田畑・家屋 4 日	申請者氏名	高知 奨学 億	0 < EU		30-9999-××	××			
 統柄 氏名 年齢 職業 摘要 父 高知 養成 45 公務員 母 高知 養子 43 会社員 藤 高知 春子 20 専門学校生 ※3 県外在住 財産 20 専門学校生 ※3 県外在住 コメント 3 ioas_us 別屋している場合は、摘要欄に「県外在住」など分かるように記入してください。 本 5 ようせい 高知 養成 全 年月日 職業 年収 資産 大人が属する世帯の全員を記入してください。 ※世帯全員の所得証明書の提出が必要です。 家族が学生で所得が無い場合は、所得証明書の提出が必要です。 すると けんちょう くろしお 昭和16年9月30日 無職 2,300,000円 山林・家屋 					yousei@ishi.dr.j _i	•			
大名 中間 和楽 損要 損要 投	申請者住所	※1 高知県	南国市岡豊町×××	動地 ルン	ルンハウス203	3	The state of the s	コメント 1	ioas_user
2 文 高知 養子 43 会社員 ※4 藤帯保証人 第四 春子 20 専門学校生 ※3 原外在住 ※4 藤帯保証人 1035_US 申請者との関係 50 50 50 10 </td <td>≰ 続柄</td> <td>氏名</td> <td>年齢</td> <td>職業</td> <td>- 1</td> <td>商要</td> <td></td> <td>現在住んでいる住所を記入</td> <td>してください。</td>	≰ 続柄	氏名	年齢	職業	- 1	商要		現在住んでいる住所を記入	してください。
## 高知 妻子 43 会社員		高知 養成	45	公務員					
通知		高知養子	43	会社員					
※4 連帯保証人 申請者との関係 ふりがな 生年月日 職業 年収 資産 人 氏名 上の関係 年収 資産 人 こうちょうせい おりがな おりがな 人 昭和49年8月17日 公務員 8,000,000円 田畑・家屋 市場は野生の所得が無い場合は、所得証明書の提出が必要です。 家族が学生で所得が無い場合は、所得証明書は不要です。 日からよう くろしお 環境 銀和16年9月30日 無難 2,300,000円 山林・家屋	J Jap	高知 春子	20	専門学校会	*3 #	外在住		コメント 3	ioas_user
製作保証人 申請者と の関係 50 がな 氏名 生年月日 職業 年収 資産 大人が属する世帯の全員を記入してください。 次 高知 養成 製成 8,000,000円 田畑・家屋 相父 けんちょう くろしお 県庁 無潮 配和16年9月30日 無職 2,300,000円 山林・家屋	與						***	別居している場合は、適妥	欄に「県外在
甲請者と の関係 氏名 こうちょうせい 高知 養成 超和49年8月17日 公務員 8,000,000円 田畑・家屋 高知 養成 日かちょう くろしお 県庁 黒潮 単和16年9月30日 無職 2,300,000円 山林・家屋	※4 連帯	保証人						住」など分かるように記入	してください。
(大名 大人が属する世帯の全員を配入してくだされ。 (大名 こうち ようせい 高知 養成 8,000,000円 田畑・家屋 (日本) 日本 (日本) 日	申請者と	ふりがな	生年日日	職業	年収	資産	1 1	コメント 2	ioas_user
交 ごうち ようせい 高知 養成 総和49年8月17日 公務員 8,000,000円 田畑・家屋 す。 祖父 けんちょう くろしお 県庁 黒潮 昭和16年9月30日 無職 2,300,000円 山林・家屋		氏名	X+71				\		記人してくださ
高知 養成 7 家族が学生で所得が無い場合は、所得証明 3 会社・		こうち ようせい							提出が必要で
祖父	*	高知 養成	昭和49年8月17日	日公務員	8,000,000円	田畑・家屋		***	
県庁 黒瀬		けんちょう くろしお							
コメント4 ioas_us	祖父	県庁 黒潮	昭和16年9月30日	無職	2,300,000円	山林・家屋	\		
			1				,	コメント 4	ioas_user

- <u>・消せるボールペンは使用しないでください。</u>
- ・訂正する場合は、訂正箇所に二重線を引きその上に実印を押印し、余白に訂正内容を記入してください。

第5号様式(第7条関係) 申請日と同日かそ れ以降の日を記入 してください。 令和X年X月X日 高知県知事 様 貸与申請書の住所 住所 高知県南国市岡豊町×××番地 を記入してくださ ルンルンハウス203号 い。 氏名 高知 奨学 (EII) 実印 誓約書

私は、高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の規定に基づき医師養成奨学貸付金の貸与を受けることになったときは、同条例及び高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則の規定を遵守し、将来、同条例第2条第4号に規定する県内指定医療機関又は同条第5号に規定する特定科目県内医療機関において医師として業務に従事することを誓約します。

- 消せるボールペンは使用しないでください。
- ・訂正する場合は、訂正箇所に二重線を引きその上に実印を押印し、余白に訂正内容を記入してください。

同意書

高知県知事 様

私は、下記のことを条件として、高知県が私個人の情報を提供することに同意します。

記

提供目的:地域枠等高知県医師養成奨学貸付金の借受者に対するキャリア形成支援

及び償還のためのフォローアップ

提供情報:借受者個人の氏名、生年月日、性別、出身地、大学名、入学及び卒業年

度、連絡先、申請内容、借受実績、勤務先医療機関または在籍大学名

提供期間:貸与決定から償還終了まで

提供先:高知大学医学部、高知地域医療支援センター、高知医療再生機構、勤

務先医療機関

令和X年X月X日

を 申請日と同日かそれ 以降の日を記入して ください。

同意者(借受者本人)

住 所 **高知県南国市岡豊町×××番地●●ハウス203号**

氏 名 高知 奨学 彫 寒印

電話番号(日常的に連絡の取れるもの)

080-9999-XXXX

メールアドレス (日常的に連絡の取れるもの)

ishiyousei@ishi.dr.jp

- ・この申立書は連帯保証人同士が同一の住所の場合に作成してください。(貸与申請書記入例の高知養成さんと県庁黒潮さんの様に住所が違う場合は作成不要です。)
- 消せるボールペンは使用しないでください。

申 立 書

高知県医師養成奨学貸付金貸与申請にかかる連帯保証人 黒潮 元気

と<u>土佐 太郎</u>は、それぞれが独立の生計を営んでおります。

高知県知事 様

申請日と同日かそれ以降の日を記入してください。

 借受者
 氏名
 仁淀
 青

 連帯保証人
 氏名
 黒潮
 元気

 _{実印}
 印

連帯保証人 氏名 土佐 太郎 (実印) 印

財務会計

記入例

(執行機関コード

) 執行機関名 債権者登録(変更)申請書

枚中 枚 1, 2, 9 のいずれ データ区分 処理区分 債権者コー 債 権 者 名 処理区分 か一つを選び、○で 囲んでください。 1 新規登録 点検者 記入者 高知 奨学 2 変 更 *債権者名変更の場合は変 C# 住所コード 削 会社区分コード 除 更前の債権者名を記入 0 1 ※変更の場合は、変更した項目の記載のみでかまいません。 住 所 (都道府県名から記入してください。) 郵便番 号 783 -0000 高知 南国市岡豊町 府・県 地(住所コー -ドに対応しない地名、番地等) 0 0 番地 2 2 0 1 0 0 3 믁 アパート名等を記入してください。) 書 (ビル名、 /\ ゥ ス 【記載上の注意 (法人の場合)】 ショウガク コウチ ①氏名及び口座名義人の(カナ) 欄は下のカナ略称を記入し てください。 名 カ 法人の種類 カナ略称 法人の種類 カナ略称 株式会社 学校法人 有限会社 国立大学法人 ダ゛イ 合名会社 公立大学法人 漢 氏 名 ト゛ク 合資会社 シ 独立行政法人 高 知 奨学 合同会社 ۱.° 地方独立行政法人 チト゛ク 医療法人 特定非営利活動法人 トクヒ 漢 名 字 医療法人社団 弁護士法人 ベン 1 医療法人財団 行政書士法人 牛' 3 社会医療法人 司法書士法人 シホウ セ・イカンリ 財団法人 税理士法人 電話番 一般財団法人 サ゛イ 管理組合法人 0809999 公益財団法人 農事組合法人 ノウ 社団法人 社会労務士法人 ロウム 支払方法 2 口座振替 2, 9 のいずれか一つを選んで 有限責任中間法人 ·般社団法人 チュウ 記入してください。 無限責任中間法人 公益社団法人 2 フク 更正保護法人 ホコ゛ 社会福祉法人 その他 シユウ 相互会社 宗教法人 金融機関コード 融 機 関 名 店 舗 金 ②略号の前後は次のように「かっこ」で区切ってください。 土佐銀行 桂浜支店 一般社団法人高知 → シヤ) コウチ 高知株式会社 → コウチ (カ 預金種別 1 普通預金 1, 2, 9 のいずれか一つを選んで 高知有限会社安芸営業所 → コウチ(ユ)アキ(エイ 記入してください 当座預金 ③法人名に続く役職名・代表者名などは省略できます。 土佐株式会社 代表取締役 ○山×男 → トサ(カ 口座番号 0123456 コウチ ショウガク 関連債権者コ 上記のとおり申請します。 高知県知事 令和● 年 ● 月 ● 日 様 住 申 南国市岡豊町2000番地10 - 203号 請 者 高知 奨学 氏 名

令和〇年〇月〇日

高知県知事 様

借受者 住所 高知県南国市〇〇番地〇号室 氏名 〇〇 〇〇 電話番号 080-9999-××××

地域医師業務従事届

令和○年度の算入について、高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則第20条の規定により、下記のとおり届出します。

骀

(計算証明)

年度の算入については以下のとおりです。

医師名 <u>OO OO</u> 算入月 **12** /5月

令和〇年**〇**月**〇**日

算入計算医療機関 **〇〇〇病院**

病院長 (診療科長等でも可)

氏名 00 00

算入計算書

(**令和〇** 年度)

	(2)				
派遣先 医療機関名	期間	派遣期間 月数 A	算入割合 (A×割合)	算入月数 B (A×割合結果)	うち 非派遣日
〇〇病院	(開始日) 令和〇年4月1日 (終了日)令和〇年7月31日	4 A	× (1/5)	4 /5月	0
①〇〇病院 ②〇〇病院	(開始日) 令和〇年8月1日 (終了日)令和〇年3月31日	8 月	× 1/5	8/5月	1
①〇〇病院				12 ∕5月 ≒ 2.0 月	1
台計	【年間換算】※割り切れない場 [1年 × 20 /12月			0.17 年	

注 月4日未満の派遣は除外します。

合計算入月数は、0.5月以上の端数は切り上げ、0.5月未満の端数は切り拾てます。

コメント 1 ioas_user 毎週1日の派遣は算入割合を1/5、毎週2日 以上の派遣は2/5としてください。

他律的な事象(災害や交通機関の事故等)や休 暇取得日等、出勤ができなかった日数を記入 してください。

コメント 3 ioas_user 派遣された医療機関が複数ある場合は、分か るように記入してください。

コメント 4 ioas_user0.5 月以上の端数は切り上げ、0.5 月末満の端数は切り拾てます。

振込用の店名・預金種目・口座番号のご確認方法

1 インターネットで調べる方法

ゆうちょ銀行口座の記号・番号を入力してください。

記号番号から振込用の店名・預金種目・口座番号を調べる

2 道帳・ダイレクトメールで確認する方法



総合口座・通常貯金・通常貯蓄貯金の場合

ゆうちょ銀行・郵便局の貯金窓口にて通帳に振込用の口座番号等を記載い たしますので、記載内容にてご確認いただけます。

他金融機関からの振込を受ける際は、こちらの店名・預金種目・ 口座番号をお振込人さまにお知らせください。

振替口座の場合

振替口座ご利用者さま(名義人さま)あてに、平成20年10月から11月にダイレクトメールにて振込用口座番号をお知らせしております。また、9月22日以降新たに振替口座を開設されたお客さまには、「振替口座開設通知書」により振込用口座番号をお知らせしております。(公金・公庫・公益用の振替口座を除きます。)

3 ゆうちょ銀行モバイルサイト (iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ) で確認する方法

ゆうちょ銀行 - 2商品・サービスのご案内 - 8.振込(他の金融機関口座への送金) - 1.振込用の店

でご確認いただけます。

4 電話で調べる方法

名・預金種目・口座番号のご案内

Step1 ゆうちょ振込お問合せセンターに電話

2000 120 - 253811

※24時間(年中無休)

※携帯電話・PHS等からも通話料無料でご利用いただけます。〈IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。〉

Step2 1と#(ブッシュ音声)

<u>ゆうちょ銀行□座の記号と番号を入力</u> → 振込用の店名・預金種目・□座番号を自動音声で ご案内します。

×間じる

Step3

高知県医師養成奨学貸付金のホームページ

URL http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/131301/2017032800308.html

条例、規則、各種様式等を閲覧、印刷できます。 高知県医療政策課のホームページ内に掲載しています。



高知県庁 ホームページ

⇒ 組織から探す

→ ▷医療政策課

健康政策部

医師を目指す方 への奨学金

 \Rightarrow

【貸付金の制度に関すること】

高知県健康政策部医療政策課

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

電話:088-823-9660 FAX:088-823-9137

E-Mail: i9660@ken.pref.kochi.lg.jp

【キャリア形成に関すること】

高知地域医療支援センター

〒783-8505 高知県南国市岡豊町小蓮(高知大学医学部内)

電話:088-880-2191 FAX:088-880-2192

E-Mail: is27@kochi-u.ac.jp

